

## 厚生労働省所管の新設独立行政法人について

- 厚生労働省所管の独立行政法人一覧 ..... 1
- 厚生労働省独立行政法人評価委員会の評価体制について ..... 2
- 各独立行政法人の概要
  - ・ 独立行政法人勤労者退職金共済機構 ..... 3
  - ・ 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構 ..... 5
  - ・ 独立行政法人福祉医療機構 ..... 7
  - ・ 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 ..... 10
  - ・ 独立行政法人労働政策研究・研修機構 ..... 12
- 参考資料
  - ・ 独立行政法人勤労者退職金共済機構中期目標・中期計画
  - ・ 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構中期目標・中期計画
  - ・ 独立行政法人福祉医療機構中期目標・中期計画
  - ・ 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園中期目標・中期計画
  - ・ 独立行政法人労働政策研究・研修機構中期目標・中期計画

## 厚生労働省所管の独立行政法人一覽

独立行政法人の名称	設立年月	主な業務
国立健康・栄養研究所	平成13年 4月	○国民の健康の保持及び増進に関する調査及び研究 ○国民の栄養その他国民の食生活の調査及び研究
産業安全研究所	平成13年 4月	○事業場における災害の予防に関する調査及び研究
産業医学総合研究所	平成13年 4月	○労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究
勤労者退職金共済機構	平成15年 10月	○中小企業退職金共済法の規定による中小企業の従業員に係る退職金共済制度の運営
高齢・障害者雇用支援機構	平成15年 10月	○高齢者等の雇用に関する事業主等への相談・援助 ○障害者職業センター等の設置及び運営
福祉医療機構	平成15年 10月	○社会福祉事業施設及び病院、診療所等の設置等に必要な資金の融通並びにこれらの施設に関する経営指導 ○社会福祉事業に関する必要な助成 ○社会福祉施設職員等退職手当共済制度の運営
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	平成15年 10月	○重度知的障害者の自立のための先導的かつ総合的な支援を提供する施設の設置・運営 ○知的障害者の自立等を促進するための効果的な支援方法に関する調査・研究等
労働政策研究・研修機構	平成15年 10月	○労働政策についての総合的な調査及び研究 ○調査研究結果等の成果の普及及び政策の提言 ○厚生労働省の労働に関する事務を担当する職員等に対する研修
水資源機構	平成15年 10月	○水資源開発基本計画に基づく水資源の開発又は利用のための施設の改築等及び水資源開発施設等の管理等
農業者年金基金	平成15年 10月	○農業者老齢年金、特例付加年金及び死亡一時金の給付 ○旧制度の経営移譲年金、農業者老齢年金、脱退一時金及び死亡一時金の給付
雇用・能力開発機構	平成16年 3月(予定)	○雇用管理の改善に関する相談、講習等の実施、助成金の支給等 ○公共職業訓練の実施 ○勤労者の財産形成の促進
国立病院機構	平成16年 4月(予定)	○医療の提供 ○医療に関する調査及び研究 ○医療に関する技術者の研修
医薬品医療機器総合機構	平成16年 4月(予定)	○健康被害救済業務 ○医薬品・医療機器等の審査業務・安全対策業務 ○研究開発振興業務
労働者健康福祉機構	平成16年 4月(予定)	○療養施設、健康診断施設等の設置・運営 ○未払賃金の立替払事業の実施

※水資源機構については国土交通省等4省共管、農業者年金基金については農林水産省との共管。

# 厚生労働省独立行政法人評価委員会の評価体制について

## (1) 部会の設置

独立行政法人の目的や業務の性格等により、以下の6部会を設ける。

<b>総会</b> (委員長 黒川清 東海大学総合医学研究所所長)
<b>調査研究部会</b> (大久保堯夫 日本大学生産工学部教授) 国立健康・栄養研究所 産業安全研究所 産業医学総合研究所
<b>国立病院部会</b> (黒川清 東海大学総合医学研究所所長) 国立病院機構
<b>医療・福祉部会</b> (岡田喜篤 川崎医療福祉大学学長) 福祉医療機構 医薬品医療機器総合機構 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
<b>労働部会</b> (井原哲夫 慶應義塾大学商学部教授) 労働者健康福祉機構 雇用・能力開発機構 高齢・障害者雇用支援機構 勤労者退職金共済機構 労働政策研究・研修機構
<b>水資源部会</b> 水資源機構
<b>農業者年金部会</b> 農業者年金基金

※括弧内は部会長名

## (2) 委員及び臨時委員

総会及びいずれかの部会に属する委員（定員30名）のほか、それぞれの法人の業務について実践的な知見を有する者等を臨時委員として任命し、部会審議の充実を図る。

# 独立行政法人勤労者退職金共済機構

## I. 概要

### 1. 設立目的

中小企業退職金共済法（昭和 34 年法律第 160 号）の規定による中小企業退職金共済制度の運営を行うことを目的とする。

### 2. 業務概要

#### (1) 一般の中小企業退職金共済制度の運営

中小企業の従業員（原則として期間雇用者等を除く全従業員）を対象とし、事業主が金融機関を通じて毎月一定の掛金を納付すると、従業員が退職したときに、機構から直接当該従業員に退職金が給付される仕組み

#### (2) 特定業種退職金共済制度の運営

特定業種（厚生労働大臣が指定：現在、建設業、清酒製造業、林業の三業種）において期間雇用される従業員を対象とし、現場で働く期間雇用者が所持する共済手帳に事業主が雇用日数に応じ共済証紙（日額：建設業 310 円、清酒製造業 300 円、林業 460 円）を貼付し、当該従業員が業界で働くことをやめたときに、機構から直接当該従業員に退職金が支給される仕組み

#### ※ 移行に伴い廃止した業務

特殊法人等整理合理化計画（平成 13 年 12 月 19 日閣議決定）に基づき、従業員のための福祉施設融資業務を独立行政法人化に先立って廃止（平成 14 年 11 月）。

### 3. 役職員数（平成 15 年 10 月 1 日現在）

役員：7 名

職員：270 名

### 4. 予算規模（平成 15 年度通年ベース）

5, 864 億円（うち国費 138 億円）

## II. 中期目標等の概要

### 1. 中期目標期間

平成 15 年 10 月から平成 20 年 3 月までの 4 年 6 ヶ月

### 2. 業務運営の効率化に関する事項

- 効率的かつ柔軟な組織・人員体制の確立、内部進行管理の充実、事務の効率的な処理及び外部委託の推進により、効率的な業務運営体制の確立を図ること。
  - 一般管理費及び契約締結、退職金給付等の運営費交付金を充当する退職金共済事業経費について、中期目標期間の最終年度（平成19年度）の当該経費を、平成14年度の当該経費に比べて13%節減すること。
3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- 加入者の負担軽減、意思決定・業務処理の迅速化、情報提供の充実、加入者の照会・要望等への適切な対応等のサービス向上を行うこと。
  - 中小企業退職金共済制度への加入状況、財務内容等を勘案し、新規加入者数の数値目標を定め、これを達成するため、加入促進対策を効果的に実施すること。
4. 財務内容の改善に関する事項
- 累積欠損金を承継した事業においては、収益改善・経費節減等に関する具体的な計画を策定の上、累積欠損金の解消に向け、当該計画を着実に実行すること。
  - 資産運用の健全性を確保するため、第三者による外部評価を徹底し、評価結果を事後の資産運用に反映させるとともに、経済情勢の変動に迅速に対応できるよう、資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新情報を把握すること。

# 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構

## I. 概要

### 1. 設立目的

高齢者等を雇用する事業主に対する給付金の支給、障害者の職業生活における自立を促進するための施設の設置及び運営その他高齢者等及び障害者の雇用を支援するための業務等を行うことにより、高齢者等及び障害者の職業の安定その他の福祉の増進を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。

### 2. 業務概要

- (1) 高齢者等の雇用の機会の増大に資する措置を講ずる事業主等に対する給付金の支給
- (2) 高齢者等の雇用に関する技術的事項についての事業主等に対する相談・援助
- (3) 労働者に対して、その高齢期における職業生活の設計を行うことを容易にするために必要な助言・指導
- (4) 障害者職業センターの設置運營業務
- (5) 障害者職業能力開発校の運營業務
- (6) 障害者雇用納付金関係業務
- (7) 障害者となった労働者の雇用を継続する事業主に対する助成金の支給
- (8) 障害者の技能に関する競技大会（アビリンピック）の開催

### 3. 役職員数（15年度10月1日現在）

役員：8名

職員：736名

### 4. 予算規模（平成15年度通年ベース）

1,025億円（うち国費804億円）

## II. 中期目標等の概要

### 1. 中期目標期間

平成15年10月から平成20年3月までの4年6ヶ月

### 2. 業務運営の効率化に関する事項

- 一般管理費など（人件費のうち退職手当に係る経費を除く。）の効率的な利用に努め、中期目標期間の最後の事業年度（平成19年度）において、平成14年度と比べて、13%程度の額を節減すること。
- 業務経費（事業主等に支給する障害者雇用調整金等を除く。）につい

ては、毎年度1%以上の額を節減すること。

- 助成金の支給業務については、1件当たりの平均処理期間を10%短縮すること。

### 3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

- 高齢者雇用に係る事業主に対する相談・援助業務

高年齢者雇用アドバイザー等を活用して、援助対象企業における継続雇用制度の導入、雇用管理改善、再就職援助措置を支援すること。

- ・ 毎年度延べ30,000件の事業所訪問による相談・援助を実施すること。
- ・ アンケート調査を実施し、雇用管理の改善を進める上で効果があった旨の評価を概ね70%以上から確保し、サービスの質を確保すること。

- 職業リハビリテーション業務

公共職業安定機関と連携し、中期目標期間中に延べ100,000人以上の障害者に対し、職業リハビリテーションサービスを実施すること。

今後、重度障害者や精神障害者などの就職困難の度合いが高い障害者に対する支援が増加する中、

- ・ 職業準備訓練、職業講習の実施により、障害者の就労の可能性を高め、70%以上の対象者が就職等に向かう次の段階（職業紹介、ジョブコーチ支援事業、職業訓練、職場実習等）へ移行することを確保。また、中期目標期間中に修了者の就職率が40%以上となることに資するため、内容を充実。
- ・ ジョブコーチ支援事業により、事業所への定着率75%以上を確保。
- ・ 職業リハビリテーション業務について、厳格な外部評価を実施。

- 障害者職業能力開発校の運営業務

- ・ 中期目標期間中に受講者数30%増を達成すること。
- ・ 中期目標期間中に修了者等の就職率が60%以上となることに資するため、内容の充実を図ること。
- ・ 職業訓練の実施に当たっては、民間外部講師の活用等による委託を拡大すること。

- 障害者雇用納付金関係業務

- ・ 障害者雇用納付金については、厳正な審査、調査の実施により、99%以上の収納率を維持すること。

### 4. 財務内容の改善に関する事項

効率的な施設運営を行うこと等により、固定的経費を節減すること。

# 独立行政法人福祉医療機構

## 1. 概要

### 1. 設立目的

社会福祉事業施設及び病院、診療所等の設置等に必要な資金の融通並びにこれらの施設に関する経営指導、社会福祉事業に関する必要な助成、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の運営、心身障害者扶養保険事業等を行い、もって福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ることを目的とする。また、厚生年金保険制度、船員保険制度及び国民年金制度に基づき支給される年金たる給付の受給権を担保として小口の資金の貸付けを行うことを目的とする。

### 2. 業務概要

#### (1) 福祉医療貸付事業

社会福祉事業施設、病院及び介護老人保健施設を設置する場合等に必要な資金を融資する事業

#### (2) 福祉医療経営指導事業

社会福祉事業施設の設置者、病院等の開設者等に対し、経営診断・指導を行う事業

#### (3) 長寿・子育て・障害者基金事業

政府からの出資金（2,800億円）による基金の運用益を財源として、民間の創意工夫を活かした事業に助成を行うことにより在宅福祉等の振興を図る事業

#### (4) 社会福祉施設職員等退職手当共済事業

社会福祉施設の職員等が退職した場合に、退職手当金を支給する事業

#### (5) 心身障害者扶養保険事業

地方公共団体で実施している心身障害者扶養共済制度で、その地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を全国規模で保険する事業

#### (6) 福祉保健医療情報サービス事業

福祉、保健、医療、介護保険に関する各種情報の提供等（WAM NET）等を行う事業

#### (7) 年金担保貸付事業

厚生年金等の年金受給者に対し、年金受給権を担保にした生業資金等の小口資金を融資する事業

※平成16年4月に労働福祉事業団から労災年金担保貸付事業を承継予定

### 3. 役職員数（平成15年10月1日現在）

役員：7名

職員：264名



4. 予算規模（平成15年度通年ベース）  
1,917億円（うち国費335億円）

## II. 中期目標等の概要

### 1. 中期目標期間

平成15年10月から平成20年3月までの4年6ヶ月

### 2. 業務運営の効率化に関する事項

- 一般管理費、福祉保健医療情報サービス事業費等の経費については、効率的な利用に努め、平成16年度において追加される労災年金担保貸付事業に係る部分を除き、中期目標期間の最終事業年度（平成19年度）において、平成14年度と比べて13%程度の額を節減すること。
- 福祉医療貸付事業については、中期目標期間の最終事業年度（平成19年度）において、平成14年度と比べて5%程度の削減を目指すこと。

### 3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

- 個人情報保護に配慮しつつ、利用者情報の総合化や利用者に対する調査の実施により、業務運営における利用者対応の充実を図ること。
- 福祉医療貸付事業  
審査業務の迅速化により、特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの平均所要期間を、中期目標期間中に、福祉貸付については4か月以内に、医療貸付については3ヶ月以内に短縮すること。貸付契約締結後の資金交付については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、請求後20営業日以内に行うこと。
- 長寿・子育て・障害者基金事業（助成事業）  
助成金の交付申請の受理から交付決定までの平均所要期間について、事務処理の効率化を図り、申請内容の不備などを除き、中期目標期間の最終年度において30日以内とするよう努めること。

### 4. 財務内容の改善に関する事項

- リスク管理債権の増加の抑制  
福祉医療貸付事業については、審査業務におけるリスク把握手法の改善を図るとともに、債権管理業務における貸付先のフォローアップやリスク債権の管理の徹底、債権の保全方法の改善等を行うことにより、貸付残高に対するリスク管理債権の額の比率が中期目標期間中2.0%を上回らないように努めること。  
年金担保貸付事業については、信用保証制度等を活用することにより、貸倒れリスクの抑制に努めること。
- 自己資金調達拡大  
福祉医療貸付事業及び年金担保貸付事業において、財投機関債の発行等自己資金調達の拡大に努めること。

○ 資産負債管理の徹底

福祉医療貸付の原資についての自己資金調達による金利リスクの拡大が予測されるなか、健全な財務構造を維持するため、ALM（資産負債管理）システムを活用して、調達や運用のポートフォリオを設定すること。

# 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

## I. 概要

### 1. 設立目的

重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援の提供、知的障害者の支援に関する調査及び研究等を行うことにより、知的障害者の福祉の向上を図ることを目的とする。

### 2. 業務概要

- (1) 重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援を提供するための施設の設置・運営
- (2) 知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するための効果的な支援の方法に関する調査、研究及び情報の提供
- (3) 知的障害者援護施設において知的障害者の支援の業務に従事する者の養成及び研修
- (4) 知的障害者の支援に関し、知的障害者援護施設の求めに応じた援助及び助言

### 3. 役職員数（平成15年10月1日現在）

役員：4名

職員：310名

### 4. 予算規模（平成15年度通年ベース）

46億円（うち、国費29億円）

## II. 中期目標等の概要

### 1. 中期目標期間

平成15年10月から平成20年3月までの4年6ヶ月

### 2. 業務運営の効率化に関する事項

- 一般管理費及び事業費等の経費（運営費交付金を充当するもの）について、中期目標期間の最終年度（平成19年度）の額を、平成14年度に比べて13%以上節減すること。

### 3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

- 自立支援のための取組み

重度知的障害者のモデル的な処遇を行うことにより、「のぞみの園」入所者の地域への移行を積極的に推進し、入所者数を3割から4割程度縮減すること。

- 調査・研究  
重度知的障害者の地域への移行に向けた施設内処遇と地域生活支援体制の構築のあり方に関する調査・研究及び情報発信を実施すること。
  - 養成・研修  
知的障害者援護施設において知的障害者の支援の業務に従事する者（生活支援員又は作業指導員等）に関する養成及び研修を実施すること。
  - 第三者評価及び評価結果の公表  
サービスを適切に提供する観点から、有識者、保護者、地域代表等からなる第三者評価機関を設け、利用者の支援状況等について定期的な評価と評価結果の公表を実施すること。
4. 財務内容の改善に関する事項
- 中期目標期間中において、総事業費に占める自己収入の比率を38%以上にすること。

# 独立行政法人労働政策研究・研修機構

## I. 概要

### 1. 設立目的

労働政策についての総合的な調査及び研究等並びにその成果の普及を行うとともに、その成果を活用して労働行政職員等に対する研修を行うことにより、我が国の労働政策の立案及びその効果的かつ効率的な推進に寄与することを目的とする。

### 2. 業務概要

- (1) 労働政策についての総合的な調査及び研究を行うこと。
- (2) 労働政策についての情報及び資料を収集し、及び整理すること。
- (3) 労働政策の研究促進のため、研究者及び有識者を海外から招へいし、及び海外に派遣すること。
- (4) 調査研究結果等の成果の普及及び政策の提言を行うこと。
- (5) 厚生労働省の労働に関する事務を担当する職員等に対する研修を行うこと。

### 3. 役職員数（平成15年10月1日現在）

役員：6名

職員：140名

### 4. 予算規模（平成15年度通年ベース）

38億円（うち国費37億円）

## II. 中期目標等の概要

### 1. 中期目標期間

平成15年10月から平成19年3月までの3年6ヶ月

### 2. 業務運営の効率化に関する事項

- 一般管理費等については、効率的な利用に努め、平成18年度において、平成14年度と比べて25%に相当する額を節減すること。また、業務経費については、毎年度1.3%の節減を図ること。

### 3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

#### ○労働政策についての総合的な調査研究

政策の企画立案等に資する質の高い成果を出していると認められること。

- ・ 外部評価を受けた研究成果の発表：120件以上
- ・ 有識者を対象としたアンケート調査：3分の2以上の者から「有

益である」との評価

- 労働事情、労働政策に関する情報の収集・整理  
労働に関する政策研究や政策議論に資するよう、内外の労働事情、各種の統計データ等を機動的に収集・整理すること。
  - ・ 国内労働事情の収集・整理：新聞、雑誌等への引用：年間26件以上
- 研究者・有識者の海外からの招へい・海外派遣  
各国の研究者、研究機関とネットワークを形成し、相互の研究成果の交換、活用を図ることによって、労働問題の情報を共有し、政策の企画立案等に貢献すること。
- 調査研究結果等の成果の普及・政策提言  
調査研究等の成果を迅速に情報発信するとともに、これを活用し、定期的に政策論議の場を提供すること。
  - ・ ニュースレター：月1回以上
  - ・ メールマガジン：週2回以上
  - ・ ホームページへのアクセス件数：2,100万件以上
  - ・ フォーラム、国際シンポジウム等の開催：延べ39件以上
- 労働関係事務担当職員その他の関係者に対する研修  
研究員による研究成果を活かし、第一線の労働行政機関で役に立つ能力やノウハウが取得できる研修を実施すること。  
併せて、研修の場を通じて、労働行政の現場で生じている問題を吸い上げ、研究に活かすこと。
  - ・ 研修生に対するアンケート調査：「有意義だった」との評価85%以上

## 参 考 资 料

# 独立行政法人勤労者退職金共済機構

## 中期目標・中期計画



## 独立行政法人勤労者退職金共済機構中期目標

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第1項の規定に基づき、独立行政法人勤労者退職金共済機構が達成すべき業務運営に関する目標を次のとおり定める。

平成15年10月1日

厚生労働大臣 坂口 力

### 第1 中期目標の期間

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第29条第2項第1号の中期目標の期間は、平成15年10月から平成20年3月までの4年6か月とする。

### 第2 業務運営の効率化に関する事項

通則法第29条第2項第2号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。

#### 1 効率的な業務運営体制の確立

独立行政法人化に伴って要請される業務運営の効率化と中小企業退職金共済事業との両立を図るため、次の目標を達成すること。

##### （1）効率的かつ柔軟な組織・人員体制の確立

効率的かつ柔軟な組織編成を行うこと。また、職員の採用に当たっては、資質の高い人材をより広く求めるとともに、職員の資質向上を図るため、研修の充実、資格取得の奨励、内外の人事交流の推進等に積極的に取り組むこと。

##### （2）内部進行管理の充実

職員の意識改革を図るとともに、業務の遂行状況を機構として組織的かつ定期的に管理し、必要な措置を講ずること。

##### （3）事務の効率的な処理

事務処理の簡素化・迅速化を図ること。また、事務等の電子化・ペーパーレス化を進めるなど、事務管理の効率化を図ること。

#### (4) 外部委託の推進

業務の見直しにより、その外部委託を推進すること。特に、一般の中小企業退職金共済事業におけるシステム開発を外注化すること。

#### 2 業務運営の効率化に伴う経費節減

一般管理費及び契約締結、退職金給付等の運営費交付金を充当する退職金共済事業経費について、中期目標の最終年度（平成19年度）の当該経費を、特殊法人時の最終年度（平成14年度）の当該経費に比べて13%節減すること。

### 第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

通則法第29条第2項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。

#### 1 サービスの向上

独立行政法人勤労者退職金共済機構は、現在行っている業務について、共済契約者及び被共済者（以下「加入者」という。）の視点に立ち、以下のサービス向上を行うこと。

##### (1) 加入者の負担軽減

申込み等に係る諸手続や提出書類の合理化等を進めることにより、加入者の手続面での負担の軽減を図ること。

##### (2) 意思決定・業務処理の迅速化

契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、事務手続きの効率化、担当者の審査能力の向上等により、処理期間を短縮すること。

##### (3) 情報提供の充実、加入者の照会・要望等への適切な対応等

ホームページを活用した情報提供の充実に努めること。また、加入者の照会・要望等に適切に対応するとともに、意見募集、対応結果の公表等を行うこと。

#### 2 加入促進対策の効果的実施

中小企業退職金共済制度における加入状況、財務内容等を勘案して、当該制度の新規加入者数（新たに被共済者となったものの数をいう。）の目標を定め、これを達成するため、中小企業退職金共済制度への加入促進対策を効果的に実施すること。

#### 第4 財務内容の改善に関する事項

通則法第29条第2項第4号の財務内容に関する事項は、次のとおりとする。

##### 1 累積欠損金の処理

累積欠損金を承継した事業においては、収益改善・経費節減等に関する具体的な計画を策定の上、累積欠損金の解消に向け、当該計画を着実に実行すること。

##### 2 健全な資産運用等

資産運用について、その健全性を確保するため、第三者による外部評価を徹底し、評価結果を事後の資産運用に反映させること。

また、経済情勢の変動に迅速に対応できるよう、資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握すること。

#### 第5 その他業務運営に関する事項

##### 1 積極的な情報の収集及び活用

加入者の要望、統計等の各種情報を整理するとともに、実態調査等により積極的な情報を収集し、当該情報を退職金共済制度の運営に反映させることにより、当該制度の改善を図ること。

##### 2 建設業退職金共済事業の適正化

建設業退職金共済事業に関して、次の事項に係る改善策等を検討し、適切な措置を講ずること。

- ① 就労日数に応じた掛金の納付の確保
- ② 長期未更新者に対する退職金の確実な支給
- ③ 共済証紙による掛金納付方式の見直し

##### 3 中期計画の定期的な進行管理

中期計画の進行状況を定期的に把握し、中期計画を踏まえた一体的かつ円滑な業務運営に努めること。

## 独立行政法人勤労者退職金共済機構中期計画

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第1項の規定に基づき平成15年10月1日付けをもって厚生労働大臣から指示のあった独立行政法人勤労者退職金共済機構中期目標を達成するため、同法第30条の定めるところにより、独立行政法人勤労者退職金共済機構中期計画を次のとおり定める。

平成15年10月1日

独立行政法人勤労者退職金共済機構  
理事長 樋爪 龍太郎

### 第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

#### 1 効率的な業務運営体制の確立

##### (1) 効率的かつ柔軟な組織・人員体制の確立

イ 当面する課題に積極的に対処し、効率的に業務を推進するため、独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）の組織体制を整備するとともに、中期計画の遂行状況を踏まえて、柔軟に見直しを行う。

ロ 職員の採用に当たっては、資質の高い人材をより広く求める。

ハ 職員の資質の向上を図るため、毎年度少なくとも4回程度の企業会計、資金運用等の分野に係る専門的、実務的な研修を実施するとともに、当該分野等の資格取得を支援する。

ニ 効率的かつ柔軟な人員体制の確立と幅広い職務経験を通じた職員の資質の向上を図る観点から、多様なポストを経験させるための機構内の人事異動を積極的に実施するとともに、年金資金運用機関等との交流を図るなど内外の人事交流を行う。

##### (2) 内部進行管理の充実

独立行政法人制度の趣旨を踏まえて職員の意識改革を図る。業務の遂行状況を管理するための内部の会議を少なくとも四半期に1回開催し、業務の進捗状況の把握を行うとともに、機構として一体的な業務運営を行い、必要な措置を講ずる。

##### (3) 事務の効率的な処理

イ 事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、少なくとも各年度に1回事務処理について点検し、必要に応じその見直しを行う。

- ロ 事務処理の電子化・ペーパーレス化については、個別の事務処理手続のオンライン化を行い、事務処理の効率化を図る。特に、機構と建設業退職金共済（以下「建退共」という。）事業に係る業務委託先とのオンラインの整備を平成16年度末までに行う。

#### (4) 外部委託の推進

- イ 業務の見直しを行い、外部委託を推進することにより、事務処理を効率化する。
- ロ 一般の中小企業退職金共済（以下「中退共」という。）事業におけるシステム開発業務については、事務処理の安全性・確実性の確保及び現行システムの質の維持ができるよう精査した上で、費用対効果を考慮しつつ、基本的に計画期間内に外注化する。

#### 2 業務運営の効率化に伴う経費節減

業務運営の効率化により、一般管理費及び契約締結、退職金給付等の運営費交付金を充当する退職金共済事業経費について、中期目標の最終年度（平成19年度）の当該経費を、特殊法人時の最終年度（平成14年度）の当該経費に比べて13%節減する。

### 第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

#### 1 サービスの向上

##### (1) 加入者の負担軽減

- イ 退職金の的確な支払を担保すること等に留意の上、加入者が行う諸手続や提出書類の合理化を図る観点から、少なくとも各年度に1回諸手続き等について点検し、必要に応じてその見直しを行う。
- ロ 加入契約や退職金給付に係る電子化の検討を行い、加入者の負担を軽減する。
- ハ ホームページ等を活用して、申請書等の記載方法等加入者が行う諸手続について解りやすい情報の提供を行うとともに、諸手続用紙をホームページからダウンロードして使用できるようにする。

##### (2) 意思決定・事務処理の迅速化

- イ 契約審査、退職金給付審査等の各業務については、マニュアル化を徹底するとともに、意思決定・事務処理を迅速化する観点から、機構と建退共事業に係る業務委託先とのオンラインの整備、文書決裁等の電子化の導入、決裁ルートの簡素化等事務処理方法について見直しを行う。

ロ 上記イの措置により、以下のとおり処理期間（書類不備等の補正期間を除く。）を中期計画期間内に短縮する。

① 中退共事業

- ・加入申込については、受付から23日以内に「退職金共済手帳」を送付する。
- ・退職金については、受付から25日以内に支払う。ただし、退職月の掛金の納付が確認されるまでの期間は支払処理期間から除く。

② 建退共事業

- ・退職金については、受付から30日以内に支払う。

③ 清酒製造業退職金共済（以下「清退共」という。）事業

- ・退職金については、受付から39日以内に支払う。

④ 林業退職金共済（以下「林退共」という。）事業

- ・退職金については、受付から39日以内に支払う。

注 現行の処理期間は以下のとおりである。

① 中退共事業

- ・加入申込については26日以内。
- ・退職金については30日以内。

② 建退共事業、清退共事業及び林退共事業

- ・加入申込については1日以内。
- ・退職金については45日以内。

(3) 情報提供の充実、加入者の照会・要望等への適切な対応等

イ ホームページを活用し、機構の組織、業務、資産運用及び財務に関する情報を公開するとともに、適時更新して最新の情報を迅速に提供する。

ロ 加入者からの諸手続の方法に関する照会・要望等をホームページ上において受け付け、対応結果の公表等をする。

ハ 相談業務については、対応の基本、実際の対応例等を定めた応答マニュアルを作成し、懇切丁寧な対応をする。また、相談業務において改善すべき点の把握を行い、今後の相談業務に反映させる。

2 加入促進対策の効果的実施

(1) 加入目標数

中退共、建退共、清退共、林退共の各共済制度の最近における加入状況、財務内容、当該事業を取り巻く経済環境等を勘案して、計画期間中に新たに各共済制度に加入する被共済者数の目標を次のように定める。

- ① 中退共制度においては 1, 595, 000人
- ② 建退共制度においては 750, 000人

- ③ 清退共制度においては 1, 0 0 0 人
- ④ 林退共制度においては 1 3, 5 0 0 人

## (2) 加入促進対策の実施

上記の目標を達成するため、関係官公庁及び関係事業主団体等との連携の下に、以下の加入促進対策を効果的に実施する。

なお、各共済制度への加入促進対策の実施に当たっては、相互に連携して行うこととする。

### イ 広報資料等による周知広報活動

- ① 制度内容・加入手続等を掲載したパンフレット・ポスター等の広報資料を配布するとともに、ホームページを活用して共済制度の周知広報を実施する。
- ② 関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備付け、ポスターや懸垂幕等の掲出及びこれらの機関等が発行する広報誌等へ共済制度に関する記事の掲載を依頼する。
- ③ 新聞等のマスメディアを活用した広報を実施する。
- ④ 工事発注者の協力を得て、受注事業者による「建退共現場標識」掲示の徹底を図り、事業主及び建設労働者への制度普及を行う。

### ロ 各種会議、研修会等における加入勧奨等

- ① 関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を行い、制度の普及及び加入勧奨を行う。
- ② 小規模事業者等に対し、関係事業主団体等の開催する会議等を通じ、事務組合、任意組合の設立等を要請するなど、加入勧奨を行う。

### ハ 個別事業主に対する加入勧奨等

- ① 機構が委嘱した相談員、普及推進員等による相談業務等を通じて個別事業主に対する加入勧奨を行う。
- ② 機構から中退共制度への加入促進業務を受託した事業主団体等による個別事業主に対する加入勧奨を行うとともに、必要に応じ委託先を拡大する。また、既加入事業主に対し、文書等による追加加入に係る勧奨を行う。
- ③ 関係事業主団体、工事発注者、元請事業者等の協力を得て、建退共制度の未加入の事業主に対する加入勧奨、制度周知等を行う。
- ④ 関係機関の協力を得て、林退共制度未加入事業者を把握し、都道府県ごとの被共済者加入目標数を定めるなど、効果的な加入勧奨を行う。

### ニ 集中的な加入促進対策の実施

- ① 厚生労働省の協力を得て、毎年度、加入促進強化月間を設定し、月間中、全国的な周知広報活動等を集中的に展開するとともに、共済制度の普及推進等に貢献のあった者に対する表彰を行う。
- ② 都道府県及び市区町村の協力を得ながら、特定の都道府県においてマスメディ

ア等を活用した集中的な中退共制度に係る周知広報活動及び各種会議における加入勧奨を行う。

ホ 他制度と連携した加入促進対策の実施

- ① 厚生労働省の協力を得て、適格退職年金制度から中退共制度への移行を促進するための周知広報や勧奨を組織的に展開するとともに、より一層の移行促進をするため、適格退職年金を受託する生保、信託銀行との連携を強化する。
- ② 独自に掛金の助成・補助制度を実施する地方公共団体等の拡大・充実に働きかける。
- ③ 建設業等に係る公共事業発注機関に対し、受注事業者からの掛金収納書及び建退共加入履行証明書徴収の要請を行う。
- ④ いわゆる「緑の雇用」の実施に当たり、林退共制度等への加入について事業者へに指導するよう関係機関に要請を行う。

### 第3 財務内容の改善に関する事項

#### 1 累積欠損金の処理

イ 累積欠損金を承継した中退共事業及び林退共事業においては、健全な資産運用と加入促進対策の効果的な実施により収益改善をするとともに、各共済事業に充当する経費を節減して、累積欠損金の解消を最大限行うこととし、共済事業への加入状況、資産運用環境の動向、経費節減の状況等を踏まえて、収益改善・経費節減等に関する計画を、次のとおり策定し、当該計画を着実に実行する。

ロ 中退共事業に関する計画

① 収益改善の方策

i 資金運用等収入の確保

中期計画第3の2の健全な資産運用を通じて、運用収入を確保する。

ii 掛金収入の確保

中期計画第2の2の加入促進対策の効果的な実施を通じて、中期計画期間中に1兆4,078億円の収入を確保する。

② 経費節減の方策

中期計画第1の2の業務運営の効率化に伴う経費節減を通じて、一般管理費などの経費を少なくとも13%以上節減するとともに、業務経理への繰入額の抑制など経費節減に努める。

ハ 林退共事業に関する計画

① 収益改善の方策

i 資金運用等収入の確保

中期計画第3の2の健全な資産運用を通じて、運用収入を確保する。

ii 掛金収入の確保



中期計画第2の2の加入促進対策の効果的な実施を通じて、中期計画期間中に77億円の収入を確保する。

② 経費節減の方策

中期計画第1の2の業務運営の効率化に伴う経費節減を通じて、一般管理費などの経費を少なくとも13%以上節減するとともに、業務経理への繰入額の抑制など経費節減に努める。

2 健全な資産運用等

- イ 各共済事業の資産運用については、資産運用の目標、基本ポートフォリオ等を定めた資産運用の基本方針に基づき、安全かつ効率を基本として実施する。
- ロ 各共済事業の資産運用の実績を的確に評価し、健全な資産運用を実施するため、外部の専門家から運用の基本方針に沿った資産運用が行われているかを中心に運用実績の評価を受け、評価結果を事後の資産運用に反映させる。
- ハ 各共済事業の資産運用結果その他の財務状況について、常時最新の情報の把握をし、経済・金利情勢に対応して各共済事業の予定運用利回り改定の必要性に関する判断が可能となるよう、適宜、厚生労働省に提供する。

第4 その他業務運営に関する事項

1 積極的な情報の収集及び活用

- イ 中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取する場を設けて、聴取した意見を踏まえてニーズに即した業務運営を行う。
- ロ 毎月の各共済事業への加入状況、退職金支払状況等に関する統計を整備するとともに、民間企業における退職金制度の現状、将来の退職金制度の在り方、機構が運営する共済事業に対する要望・意見等を随時調査し、これらの統計及び調査の結果を制度運営に反映させる。

2 建設業退職金共済事業の適正化

(1) 実態調査の実施等

建退共事業に関して、以下の調査等を実施し、その結果を事業の改善策等の検討、その他制度運営に反映させる。

- ① 建設現場等における制度の運用状況を把握するため事業主等に対する実態調査を実施する。
- ② 共済契約者等に対し、被共済者の在籍状況等を定期的に調査する。
- ③ 建設業関係団体の協力を得て、職種毎に、事業主に対して、退職金制度に関する意識調査を実施する。

## (2) 就労日数に応じた掛金の納付確保等のための改善策の実施

建退共事業に関して、就労日数に応じた掛金の納付の確保をするとともに、長期未更新者に対する退職金の確実な支給を行うため、以下の措置を講じる。

### イ 共済契約者等に対する指導の徹底等

- ① 共済手帳及び共済証紙の受払簿を普及させる。
- ② 機構と業務委託先とのオンラインの整備により、直近の共済契約者管理データを把握できるシステムを確立し、加入履行証明書発行の際の手帳、証紙の受払簿を厳格に審査すること等を通じ、就労日数に応じた掛金納付をするよう共済契約者に対して指導を徹底する。
- ③ 証紙購入高2万円未満の共済契約者を対象としていたものを拡大し、証紙購入高に拘わらず、一定期間手帳更新の手続きをしていない共済契約者に対し手帳更新など適切な措置をとるよう要請する。
- ④ 元請事業主が下請事業主の対象労働者について必要となる共済証紙を一括購入するよう定めている「元請事業主による建退共制度関係事務受託処理要綱」の周知徹底をするとともに、元請事業主から下請事業主への証紙交付が円滑に行えるよう、就労状況報告等、所要の様式を普及させる。
- ⑤ 元請事業主に対して、「建退共現場標識」の掲示を普及させることにより、下請事業主等に対して建退共制度の周知をするとともに、制度加入に対する意識を高める。

### ロ 被共済者に対する要請等

- ① 3年間手帳の更新のない被共済者について、手帳更新、退職金請求等の手続きをとるよう要請する。
- ② 被共済者の建退共制度加入に対する意識を高める観点から、ホームページにおける共済契約者情報の提供システムを構築するとともに、新規加入時に被共済者に対して、機構から直接、建退共制度に加入した旨の通知を行う。

### ハ 被共済者の重複加入のチェックの実施

実際の就労日数に見合った退職金が確保されるよう、被共済者の重複加入をチェックするシステムを構築する。

## (3) 新たな掛金納付方式の検討

共済契約者の事務負担の軽減をするとともに、制度の適正な履行を促進する観点から、手帳・証紙方式に代わる、新たな掛金納付方式の導入に関し、これまでの検討成果を踏まえて、そのための調査等を行う。

## 3 中期計画の定期的な進行管理

機構として中期計画の進行状況を定期的に把握し、中期計画を踏まえた一体的かつ円滑な業務運営を行う。

## 第5 予算、収支計画及び資金計画

### 1 予算

- ① 総括 別紙-1のとおり
- ② 中退共勘定 別紙-2のとおり
- ③ 建退共勘定 別紙-3のとおり
- ④ 清退共勘定 別紙-4のとおり
- ⑤ 林退共勘定 別紙-5のとおり

### 2 収支計画

- ① 総括 別紙-6のとおり
- ② 中退共勘定 別紙-7のとおり
- ③ 建退共勘定 別紙-8のとおり
- ④ 清退共勘定 別紙-9のとおり
- ⑤ 林退共勘定 別紙-10のとおり

### 3 資金計画

- ① 総括 別紙-11のとおり
- ② 中退共勘定 別紙-12のとおり
- ③ 建退共勘定 別紙-13のとおり
- ④ 清退共勘定 別紙-14のとおり
- ⑤ 林退共勘定 別紙-15のとおり

## 第6 短期借入金の限度額

### 1 限度額

- ① 中退共事業においては 20億円
- ② 建退共事業においては 20億円
- ③ 清退共事業においては 1億円
- ④ 林退共事業においては 3億円

### 2 想定される理由

予定していた掛金等収入額の不足により、一時的に退職金等支払資金の支出超過が見込まれる場合に、支払いの遅延を回避するため

第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

第8 剰余金の使途

なし

第9 職員の人事に関する計画

1 方針

- ① 職員の採用に当たっては、資質の高い人材をより広く求める。
- ② 職員の資質向上を図るため、専門的、実務的な研修を実施する。
- ③ 多様なポストを経験させるための機構内の人事異動を積極的に実施するとともに、年金資金運用機関等との交流を図るなど内外の人事交流を行う。

2 人員に関する指標

期末の常勤職員数を期初の95%とする。

(参考1)

- ① 期初の常勤職員数 270名
- ② 期末の常勤職員数の見込み 257名

(参考2) 中期計画期間中の人件費総額

中期計画期間中の人件費総額見込み 14,159百万円

## 中期計画（平成15年度～平成19年度）の予算

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

（単位：百万円）

区 分	金 額
収 入	2,456,260
運営費交付金収入	18,178
国庫補助金収入	40,207
業務収入	1,838,755
掛金等収入	1,637,243
運用収入等	201,512
業務外収入	88
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	3,391
建設業退職金共済事業等勘定より受入	4,145
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	11
林業退職金共済事業等勘定より受入	23
その他の収入（資産取崩し）	551,462
支 出	2,456,260
退職給付金等	2,398,521
業務経費	36,222
退職金共済事業関係経費	19,937
運用費用等	16,259
業務委託手数料	26
一般管理費	13,947
人件費	13,245
その他一般管理費	702
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	4,149
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	3,317
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	7
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	97

[人件費の見積り]

期間中総額14,159百万円を支出する。

（一般管理費13,245百万円、業務経費914百万円）

運営費交付金の算定ルールについては、別紙1-2のとおり。

## 運営費交付金の算定ルール

中期目標の期間（平成 15 年度～平成 19 年度）の運営費交付金の算定ルールについては、次のとおりとする。

- 1 平成 15 年度（平成 15 年 10 月～平成 16 年 3 月）  
業務の実施に要する費用を個々に見積り算出する。
- 2 平成 16 年度以降  
次の算定式による。

$$\text{運営費交付金額} = [ \text{人件費} + \{ \text{業務経費 (R)} + \text{一般管理費 (A)} \} \times \delta ] \times \gamma + \text{特殊要因 (X)}$$

$$\text{人件費} = \text{基本給等 (B)} + \text{退職手当 (S)}$$

B：基本給、諸手当、共済組合負担金等の人件費（退職手当を除く。）をいい、次の式により算出する

$$B = P_1 \times \alpha \times \beta + P_2 \times \beta + P_3$$

B	: 国負担分の基本給等
P1	: 前年度の基本給等中昇給及び給与改定の影響を受けるもの
P2	: 前年度の基本給等中給与改定の影響を受けるもの
P3	: 前年度の基本給等中昇給及び給与改定の影響を受けないもの
$\alpha$	: 運営状況等を勘案した昇給原資率
$\beta$	: 運営状況等を勘案した給与改定率

S：当年度の退職予定者及び前年度以前の予定外退職者に対応した国負担分の退職手当額

A：前年度の管理部門に係る物件費（旅費、人当庁費、諸税及び福利厚生費の合計額）

R：前年度の業務に係る物件費（運営費交付金中人件費及び一般管理費以外の経費）

X：運営費交付金の算定ルールに影響を与える規模の経費であって毎年度の予算編成過程において決定

$\gamma$ ：効率化係数

$\delta$ ：消費者物価指数

### [注記]

- 1  $\alpha$ 、 $\beta$ 、 $\delta$ 及び $\gamma$ については、各年度の運営費交付金算定時に具体的な数値を定める。
- 2 中期計画全般にわたる予算の見積もりに際しては、 $\alpha$ 、 $\beta$ 及び $\delta$ については伸び率を 0、 $\gamma$ については 0.9646 と仮定して算定した。

## 中期計画（平成15年度～平成19年度）の予算

一般の中小企業退職金共済事業等勘定

(単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	1,907,707
運営費交付金収入	14,161
国庫補助金収入	32,367
業務収入	1,567,095
掛金等収入	1,403,672
運用収入等	163,423
業務外収入	69
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	—
建設業退職金共済事業等勘定より受入	4,131
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	4
林業退職金共済事業等勘定より受入	14
その他の収入(資産取崩し)	289,866
支 出	1,907,707
退職給付金等	1,868,448
業務経費	25,390
退職金共済事業関係経費	10,118
運用費用等	15,250
業務委託手数料	22
一般管理費	10,478
人件費	10,012
その他一般管理費	466
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	—
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	3,303
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	2
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	86

## 中期計画（平成15年度～平成19年度）の予算

## 建設業退職金共済事業等勘定

(単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	531,149
運営費交付金収入	2,772
国庫補助金収入	7,557
業務収入	261,961
掛金等収入	225,380
運用収入等	36,581
業務外収入	13
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	3,303
建設業退職金共済事業等勘定より受入	—
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	5
林業退職金共済事業等勘定より受入	9
その他の収入(資産取崩し)	255,529
支 出	531,149
退職給付金等	514,331
業務経費	10,327
退職金共済事業関係経費	9,335
運用費用等	988
業務委託手数料	4
一般管理費	2,346
人件費	2,212
その他一般管理費	134
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	4,131
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	—
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	5
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	9



## 中期計画（平成15年度～平成19年度）の予算

清酒製造業退職金共済事業等勘定

(単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	4,677
運営費交付金収入	552
国庫補助金収入	16
業務収入	1,132
掛金等収入	574
運用収入等	558
業務外収入	2
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	2
建設業退職金共済事業等勘定より受入	5
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	—
林業退職金共済事業等勘定より受入	0
その他の収入(資産取崩し)	2,968
支 出	4,677
退職給付金等	3,981
業務経費	182
退職金共済事業関係経費	174
運用費用等	8
業務委託手数料	0
一般管理費	503
人件費	455
その他一般管理費	48
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	4
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	5
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	—
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	2

## 中期計画（平成15年度～平成19年度）の予算

## 林業退職金共済事業等勘定

(単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	12,727
運営費交付金収入	693
国庫補助金収入	267
業務収入	8,567
掛金等収入	7,617
運用収入等	950
業務外収入	4
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	86
建設業退職金共済事業等勘定より受入	9
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	2
林業退職金共済事業等勘定より受入	—
その他の収入(資産取崩し)	3,099
支 出	12,727
退職給付金等	11,761
業務経費	323
退職金共済事業関係経費	310
運用費用等	13
業務委託手数料	—
一般管理費	620
人件費	566
その他一般管理費	54
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	14
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	9
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	0
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	—

## 収支計画（平成15年度～平成19年度）

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

（単位：百万円）

区 分	金 額
經常費用	6,072,341
事業費用	2,423,366
一般管理費	32,677
退職給与引当金繰入	1,980
支払備金繰入	101,408
責任準備金繰入	3,512,792
事業外費用	118
經常収益	6,093,826
事業収益	1,864,412
運営費交付金収入	18,178
国庫補助金収入	40,207
資産見返補助金戻入	17
支払備金戻入	97,062
責任準備金戻入	4,073,867
事業外収益	83
特別利益	10
投資有価証券売却益	10
純利益	21,495
目的積立金取崩額	—
総利益	21,495

## 収支計画（平成15年度～平成19年度）

一般の中小企業退職金共済事業等勘定

(単位：百万円)

区 分	金 額
経常費用	4,859,272
事業費用	1,887,663
一般管理費	19,689
退職給与引当金繰入	1,679
支払備金繰入	93,561
責任準備金繰入	2,856,618
事業外費用	62
経常収益	4,868,752
事業収益	1,585,711
運営費交付金収入	14,161
国庫補助金収入	32,367
資産見返補助金戻入	17
支払備金戻入	90,873
責任準備金戻入	3,145,557
事業外収益	66
特別利益	—
投資有価証券売却益	—
純利益	9,480
目的積立金取崩額	—
総利益	9,480

## 収支計画（平成15年度～平成19年度）

建設業退職金共済事業等勘定

(単位：百万円)

区 分	金 額
経常費用	1,177,053
事業費用	519,907
一般管理費	11,481
退職給与引当金繰入	200
支払備金繰入	7,717
責任準備金繰入	637,703
事業外費用	45
経常収益	1,188,752
事業収益	268,803
運営費交付金収入	2,772
国庫補助金収入	7,557
資産見返補助金戻入	0
支払備金戻入	6,053
責任準備金戻入	903,556
事業外収益	11
特別利益	—
投資有価証券売却益	—
純利益	11,699
目的積立金取崩額	—
総利益	11,699

## 収支計画（平成15年度～平成19年度）

清酒製造業退職金共済事業等勘定

(単位：百万円)

区 分	金 額
經常費用	9,441
事業費用	4,000
一般管理費	668
退職給与引当金繰入	9
支払備金繰入	19
責任準備金繰入	4,742
事業外費用	3
經常収益	9,419
事業収益	1,142
運営費交付金収入	552
国庫補助金収入	16
資産見返補助金戻入	0
支払備金戻入	19
責任準備金戻入	7,687
事業外収益	3
特別利益	10
投資有価証券売却益	10
純利益	△ 12
目的積立金取崩額	—
総利益	△ 12

## 収支計画（平成15年度～平成19年度）

林業退職金共済事業等勘定

(単位：百万円)

区 分	金 額
經常費用	26,575
事業費用	11,796
一般管理費	839
退職給与引当金繰入	92
支払備金繰入	111
責任準備金繰入	13,729
事業外費用	8
經常収益	26,903
事業収益	8,756
運営費交付金収入	693
国庫補助金収入	267
資産見返補助金戻入	0
支払備金戻入	117
責任準備金戻入	17,067
事業外収益	3
特別利益	—
投資有価証券売却益	—
純利益	328
目的積立金取崩額	—
総利益	328

## 資金計画（平成15年度～平成19年度）

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金支出	3,554,235
業務活動による支出	2,456,951
業務支出	2,428,400
人件費	12,375
管理諸費	14,444
その他の支出	1,732
投資活動による支出	1,089,637
財務活動による支出	1,192
次期中期計画の期間への繰越金	6,455
資金収入	3,554,235
業務活動による収入	1,918,625
業務収入	1,860,157
運営費交付金による収入	18,178
国庫補助金による収入	40,207
その他の収入	83
投資活動による収入	1,513,743
財務活動による収入	—
前期中期計画の期間よりの繰越金	121,867



## 資金計画（平成15年度～平成19年度）

一般の中小企業退職金共済事業等勘定

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	2,792,114
業務活動による支出	1,908,332
業務支出	1,887,910
人件費	9,125
管理諸費	9,792
その他の支出	1,505
投資活動による支出	880,520
財務活動による支出	1,003
次期中期計画の期間への繰越金	2,259
資金収入	2,792,114
業務活動による収入	1,631,014
業務収入	1,584,420
運営費交付金による収入	14,161
国庫補助金による収入	32,367
その他の収入	66
投資活動による収入	1,062,495
財務活動による収入	—
前期中期計画の期間よりの繰越金	98,605

## 資金計画（平成15年度～平成19年度）

建設業退職金共済事業等勘定

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	735,508
業務活動による支出	531,252
業務支出	524,693
人件費	2,302
管理諸費	4,094
その他の支出	163
投資活動による支出	199,985
財務活動による支出	176
次期中期計画の期間への繰越金	4,095
資金収入	735,508
業務活動による収入	276,261
業務収入	265,921
運営費交付金による収入	2,772
国庫補助金による収入	7,557
その他の収入	11
投資活動による収入	436,170
財務活動による収入	—
前期中期計画の期間よりの繰越金	23,077

## 資金計画（平成15年度～平成19年度）

清酒製造業退職金共済事業等勘定

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	7,275
業務活動による支出	4,668
業務支出	4,001
人件費	459
管理諸費	208
その他の支出	—
投資活動による支出	2,534
財務活動による支出	13
次期中期計画の期間への繰越金	60
資金収入	7,275
業務活動による収入	1,722
業務収入	1,151
運営費交付金による収入	552
国庫補助金による収入	16
その他の収入	3
投資活動による収入	5,404
財務活動による収入	—
前期中期計画の期間よりの繰越金	149

## 資金計画（平成15年度～平成19年度）

林業退職金共済事業等勘定

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	19,338
業務活動による支出	12,699
業務支出	11,796
人件費	489
管理諸費	350
その他の支出	64
投資活動による支出	6,598
財務活動による支出	—
次期中期計画の期間への繰越金	41
資金収入	19,338
業務活動による収入	9,628
業務収入	8,665
運営費交付金による収入	693
国庫補助金による収入	267
その他の収入	3
投資活動による収入	9,674
財務活動による収入	—
前期中期計画の期間よりの繰越金	36

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構

中期目標・中期計画

## 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構中期目標

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条の規定により、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下（「中期目標」という。）を定める。

平成15年10月1日

厚生労働大臣 坂口 力

### 前 文

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構（以下「機構」という。）は、高年齢者等を雇用する事業主等に対する給付金の支給、高年齢者等の雇用に関する技術的事項についての事業主等に対する相談その他の援助、障害者の職業生活における自立を促進するための施設の設置及び運営、障害者の雇用に伴う経済的負担の調整の実施その他高年齢者等及び障害者の雇用を支援するための業務等を行うことにより、高年齢者等及び障害者の職業の安定その他福祉の増進を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。

高年齢者等の雇用に係る業務については、高年齢者等職業安定対策基本方針（平成12年労働省告示100号）において「高年齢者等の雇用環境が深刻化している現状への的確な対応を図りつつ、将来的には、高年齢者が、健康で、意欲と能力のある限り年齢にかかわらず働き続けることができる社会の実現を目指す」との国の目標達成に資するため、国及び関係機関と緊密な連携を図りながら、高年齢者等の職業の安定等に努めることとする。

障害者の雇用に係る業務については、実雇用率のアップを目指し、「トライアル雇用、職場適応援助者（ジョブコーチ）、各種助成金等の活用、職業訓練の実施などにより平成19年度までにハローワークの年間障害者就職件数を30,000人に、平成20年度の障害者雇用実態調査において雇用障害者数を600,000人にすることを目指す」との国の目標達成に資するため、国や関係機関と連携を図りつつ、独立行政法人の責任の範囲内において障害者の雇用の促進・安定等に努めることとする。

### 第1 中期目標の期間

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第29条第2項第1号の中期目標の期間は、平成15年10月から平成20年3月までの4年6か月とする。

### 第2 業務運営の効率化に関する事項

通則法第29条第2項第2号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。

- 1 機構の組織体制については、業務の効果的实施等の観点から、適宜弾力的に見直す

こと。

- 2 一般管理費などの経費（人件費のうち退職手当に係る経費を除く。）については効率的な利用に努め、中期目標の期間の最後の事業年度において、平成14年度と比べて、13%程度の額を節減すること。  
また、業務経費（事業主等に支給する障害者雇用調整金等を除く。）については、毎年度1%以上の額を節減すること。
- 3 機構が行う障害者の雇用に関する技術的事項に関する研究、調査、講習の事業、障害者の雇用について事業主その他国民一般の理解を高めるための啓発の事業については、障害者雇用調整金、報奨金及び障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金の支給に支障をきたさないように、その事業規模について配慮すること。
- 4 高年齢者等の雇用の機会の増大に資する事業主又はその事業主の団体に対しての給付金、障害者雇用納付金制度及び障害者雇用継続援助事業に基づく助成金の支給業務については、厳正な審査を引き続き実施しつつ、事務手続きの効率化、審査能力の向上等により、中期目標の最終年度には、1件当たりの平均処理期間（支給申請の受付から支給決定までの期間）を10%短縮すること。

### 第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

通則法第29条第2項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。

- 1 関係者のニーズ等の把握  
事業主団体、障害者団体等と情報交換を行うとともに、機構の業務に関する要望、意見等を聞くことを目的とする場を設けること。
- 2 業績評価の実施及び公表による業務内容の充実等  
適正な業務の推進に資するため業績評価を行い、業務運営に反映する。  
さらに、業務内容の透明性を高め、業務内容の充実を図る観点から、業績評価の結果や機構の業務の内容について、ホームページ等において、積極的、かつ分かりやすく公表すること。
- 3 高年齢者等や障害者の雇用情報等の提供  
高年齢者等や障害者の雇用問題等に関する情報をホームページにおいて公表し、高年齢者等や障害者の雇用問題等に関する情報の効率的な活用と国民の理解の促進を図ること。
- 4 高年齢者等の雇用の機会の増大に資する事業主又はその事業主の団体に対して給付金を支給することに関する事項

高年齢者等の雇用の安定を図る観点から、定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高年齢者等の雇用の確保や再就職援助等を図るため、機構が実施する各種給付金支給業務については、法律の目的に則り、適正かつ効率的な運営を図ること。

(1) 給付金の支給申請事業主等の利便性を図るため、支給要件、助成額、申請窓口等をホームページ等で公開すること。

(2) 高年齢者等の雇用に関する事業主等への給付金支給については、職業安定機関と密接な連携を図る体制を確保し、適切な情報提供等を図ることにより、適正な支給業務の実施を図ること。

5 高年齢者等の雇用に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うことに関する事項

高年齢者等の安定した雇用の確保、雇用管理改善、再就職援助措置等の実施、高年齢者等の多様な就業ニーズに応じた就業機会の確保を図るために、職業安定機関と連携しつつ、事業主等に対して必要な支援を実施すること。

(1) 高年齢者雇用アドバイザー等による相談・援助等の実施

65歳までの安定した雇用の確保、高年齢者等の雇用管理改善及び再就職援助措置等の効果的な実施に資するため、高年齢者雇用アドバイザー等を活用して、執行の効率化を図りつつ、毎年度延べ30,000件（※）の事業主等に対する高年齢者等の雇用の技術的問題全般に関する相談・援助を行い、実施後はアンケート調査を実施し、雇用管理の改善を進める上で効果があった旨の評価を概ね70%以上得られるようにすること。

また、高年齢者雇用アドバイザー等の業務については、質の向上を図ること。

（※参考：14年度実績 延べ28,590件）

(2) 高年齢者等の雇用に関する各種講習等の実施

高年齢者等の雇用問題についての認識と理解を深めるため、事業主等に対して、高年齢者雇用確保措置、高年齢者等の雇用管理改善、再就職援助措置の実施等高年齢者等の雇用に関する講習等を実施すること。

(3) 調査研究の実施

高年齢者等の雇用管理改善、相談・援助のための手法の開発等に関する調査研究を行うほか、先進的な事例に取り組む事業主等と共同研究を実施する。また、高年齢者等の雇用の促進のために解決すべき課題について事例の収集・提供、支援を行う。また、調査研究等の成果については、事業主等に対し広く情報提供して有効活用を図るとともに、成果をできる限り波及させること。

(4) 啓発広報活動等の実施



高年齢者等の雇用問題に関する情報の効率的な活用と国民の理解の促進を図るため、高年齢者雇用確保措置及び高年齢者等の雇用に関する情報及び資料の収集を計画的かつ効果的に実施するとともに、事業主等に対する情報の提供については、利便性の観点からインターネット等の積極的活用を図り、各種行事の開催、刊行誌の発行、マスメディア等の活用により啓発広報活動を効果的かつ積極的に展開すること。

6 労働者に対して、その高齢期における職業生活の設計を行うことを容易にするために必要な助言又は指導を行うことに関する事項

労働者が、早い段階から自らの職業生活の設計を行い、高齢期において、自らの希望と能力に応じた多様な働き方を選択し、実現できるようにするため、専門的な相談窓口を設置し、職業安定機関と密接な連携を図りながら、高齢期における職業生活の設計のための助言、援助を行うこと。

また、事業主がその雇用する労働者に対して、高齢期における職業生活の設計について効果的な援助を行うよう啓発・指導を行うこと。

(1) 在職者を中心とした中高年齢者に対する業務

在職者を中心とした中高年齢者に対し、高齢期の職業生活設計等を支援するため、毎年度36,000件以上の相談援助等を実施する。また、高齢期における職業生活設計等に資する各種情報提供、各種セミナー・講習会を開催すること。

(2) ホームページ等を活用した情報提供

専門的な相談窓口の業務紹介、各種セミナーの開催案内、情報提供、情報収集活動を行うに当たって、在職者の利便等を勘案して、ホームページの活用を図ること。

7 障害者職業センターの設置運營業務の実施に関する事項

障害者職業センターにおける職業リハビリテーションについては、障害者各人の障害の種類及び程度並びに希望、適性、職業経験等の条件に応じ、総合的かつ効果的に実施すること。そのために、各関係機関との連携を図るとともに、職業リハビリテーションの実施に係る目標を設定し、厳格な外部評価を実施すること。

また、障害者職業総合センターにおいては、職業リハビリテーションに係る調査・研究及び新たな技法の開発を行い、その成果の普及・活用を図ること。

(1) 職業リハビリテーションの総合的・効果的な実施

① 地域障害者職業センター（以下「地域センター」という。）において、効果的なリハビリテーションが実施されるようにすること。

また、職業安定機関等と連携し、この中期目標の期間中に延べ100,000人以上（※）の障害者に対し、より就職に結びつく職業リハビリテーションサービスを実施すること。

（※参考：過去5年間の対象者数（年平均） 20,217人。

1割増の目標としつつ、4.5を乗じると約10万人となる。)

- ② 地域センターにおける職業準備訓練、職業講習の実施により、障害者の就労の可能性を高め、中期目標の期間中70%以上(※)の対象者が就職等に向かう次の段階(職業紹介、ジョブコーチ支援事業、職業訓練、職場実習等)に移行できるようにすること。

(※参考：14年度移行率 69.5%。

今後、移行が困難な重度障害者や精神障害者に対する支援が増加することが見込まれている。)

なお、職業準備訓練、職業講習については、経済・雇用失業情勢を踏まえつつ、職業紹介等の業務を担当する公共職業安定機関との緊密な連携を図り、中期目標の期間中においてその修了者の就職率が40%以上(※)となることに資するため、その内容の充実を図ること。

(※参考：14年度就職率 38.5%)

- ③ ジョブコーチ支援事業については、外部機関の協力を得て行うものも含め、この中期目標の期間中において13,000人以上(※1)の障害者を対象に実施し、中期目標期間中において75%以上(※2)の定着率を達成すること。

(※参考1：平成15年度の予算における対象者は2,951人。4.5を乗じると約13,000人となる。)

(※参考2：平成14年9月末日までに支援を終了した者の定着率 74.7%)

そして、ジョブコーチ支援事業を受けた者にアンケート調査を実施し、職場適応を進める上で効果があった旨の評価を概ね70%以上得られるようにすること。

- ④ 地域センターにおいて、職業リハビリテーション専門機関の立場から、事業主に対する雇用管理に関する助言その他の援助を事業主のニーズに応じて幅広く実施すること。

- ⑤ 職業リハビリテーションの発展及び円滑な推進に寄与するため、医療・福祉等の分野における職業リハビリテーション実務者も含め、職業リハビリテーションの専門的知識を有する人材の育成を図ること。

- (2) 職業リハビリテーションに係る調査・研究及び新たな技法の開発の実施とその普及・活用の推進

- ① 職業リハビリテーションの充実、向上に資するため、職業リハビリテーションに関する調査・研究を実施すること。

また、各研究テーマについて、研究の質を評価することが可能な指標を設定すること。

- ② 先駆的な職業リハビリテーションの開発を行い、その成果を新たな職業リハビリテーションサービスとして提供すること。
- ③ 多様な障害に対応した支援技法を開発すること。
- ④ 事業主や関係機関に対して、研究・開発の成果の普及を図るための場を設けるとともに、職業リハビリテーションに関して職業リハビリテーションの関係者や事業主にとって利用しやすいマニュアルや教材等を作成・公開すること。

(3) 障害者の雇用に関する情報の収集、分析及び提供の効果的な実施

職業リハビリテーションに関する情報を始めとして、障害者雇用に資する情報を収集、分析し、障害者本人、事業主及び関係機関に対して、積極的、効果的に提供を行うこと。

ホームページ等において、積極的かつ分かりやすく公表することにより、業務の透明性を高め、業務内容の充実を図ること。

8 障害者職業能力開発校の運營業務の実施に関する事項

機構が運營業務を行う障害者職業能力開発校に関しては、入校者の障害の重度化、多様化が進んでいることにかんがみ、広域障害者職業センターとの密接な連携の下、知的障害者、精神障害者等を含む職業的重度障害者に対して、個々の訓練生の障害の程度、態様等を十分考慮し、弾力的な運営を図るほか、個々の訓練生に適した訓練内容を定めるなど、障害者の障害の特性に応じたよりきめ細かな配慮を加えた先導的な職業訓練を実施すること。

(1) 障害者の職業訓練機会の拡大

この中期目標期間中に、受講者数30%増(※)を達成する。在職者及び離転職者に対する職業訓練については機動的に実施すること。

(※参考：平成14年度受講者数 211人)

また、重度障害者を積極的に受け入れること。

(2) 障害者に対する訓練内容の充実

企業ニーズに的確に対応するとともに、障害者の職域拡大を念頭において、より就職に結びつく職業訓練の実施に努め、経済・雇用失業情勢を踏まえつつ、職業紹介等の業務を担当する公共職業安定機関との緊密な連携を図り、中期目標の期間中において修了者等の就職率が60%以上(※)となることに資するため、その内容の充実を図ること。

(※参考：障害者職業能力開発校における14年度就職率 57.1%)

また、先導的な職業訓練実施の成果をもとに、知的障害者、精神障害者等を含む職業的重度障害者に対する職業訓練内容、指導技法等を他の障害者職業能力開発校等に提供することにより、障害者職業訓練全体のレベルアップに貢献すること。

職業訓練の実施に当たっては、民間外部講師の活用等による委託の拡大を図り、

効率的な運営を行うこと。

## 9 納付金関係業務等の実施に関する事項

障害者の雇用に関する事業主の社会連帯責任の円滑な実現を図る観点から、障害者の雇用に伴う事業主の経済的負担を調整するとともに、障害者の雇用の促進等を図るため設けられた「障害者雇用納付金制度」に基づく、障害者雇用納付金の徴収、障害者雇用調整金、報奨金及び各種助成金の支給等の機構が実施する納付金関係業務については、障害者の雇用の促進に寄与するために、法律の目的にのっとり、適正かつ効率的な運営を図ること。

また、障害者の雇用に関する研究、調査、講習の事業、啓発の事業を効果的に実施することにより、事業主の障害者雇用の取組みを支援し、障害者の雇用促進を図ること。

### (1) 障害者雇用納付金の徴収及び障害者雇用調整金、報奨金の支給に関する業務の適切な実施

① 障害者雇用納付金の徴収、障害者雇用調整金、報奨金の支給については、適正かつ効率的に行うことはもとより、障害者雇用納付金制度の周知、理解の促進を図るため、関係機関との連携を図りつつ、事業主説明会を幅広く実施すること。

② 障害者雇用納付金については、厳正な審査、調査の実施により、99%以上(※)の収納率を維持すること。

(※参考：過去5年間の収納率はいずれの年も99%以上)

### (2) 障害者雇用納付金制度に基づく助成金の支給業務の適切な実施

障害者雇用に関する事業主への助成金支給については、障害者雇用に係る事業主支援・援助の実施を通じて障害者の働く場の整備を図るため、適正かつ効率的に行うことはもとより、助成金制度、申請手続き等を周知すること、事業主が利用しやすい手続きとすること、助成金を障害者雇用に効果的に活用できるように事業主に対して助言・援助を行うこと、など事業主に対するサービスの向上を図ること。

### (3) 障害者の雇用に関する研究、調査、講習の事業、啓発の事業の効果的な実施

① 障害者の雇用・就業分野の拡大を図るため、就労支援機器、職務再編成、職場環境の改善、職域拡大及びキャリアアップのための雇用管理に関する研究を実施し、事業主が利用しやすい報告書、マニュアル等の成果物を発表すること。

② 障害者雇用事例等の情報収集と事業主への効果的な提供を実施すること。

③ 障害者の雇用管理に関し、障害者雇用の広範な知識と経験を有するアドバイザーを配置するとともに、特に専門的な支援を必要とする事業主等に対しては医療、社会教育、社会福祉、工学等の専門家と連携して、障害者の雇用管理を容易にす

るための援助を実施するようにすること。

- ④ 障害者を5人以上雇用する事業所に選任が義務づけられている障害者の職業生活全般にわたる相談・指導を行う障害者職業生活相談員の資格認定講習を実施すること。
- ⑤ 事業主を対象に障害者雇用に関する理解を促すとともに、職場における障害者の指導方法等の雇用管理に関し、各種のノウハウを提供することを目的として、地域のニーズや特性等を踏まえた障害者雇用に関する各種の講習会を効果的に実施すること。
- ⑥ 障害者の雇用促進に役立つ就労支援機器の貸出を行い、それらの就労支援機器の普及・啓発を図ること。
- ⑦ 事業主や国民一般に対して障害者雇用の機運を醸成するとともに、障害者の職業的自立を支援するため、障害者雇用に関する様々な啓発活動を展開すること。

- 10 障害者となった労働者の雇用を継続する事業主に対する助成金の支給に関する事項  
在職中に労働災害、疾病等により障害者となった者の雇用の継続を行う事業主に対して支給する障害者雇用継続助成金については、適正かつ効率的な支給業務の実施を図ること。

障害者雇用継続助成金の支給については、制度、申請手続き等を周知すること、事業主が利用しやすい手続きとすること、助成金を中途障害者の雇用継続に効果的に活用できるように事業主に対して助言・援助を行うこと、など事業主に対するサービスの向上を図ること。

- 11 障害者の技能に関する競技大会の開催に関する事項

障害者技能競技大会を開催することにより、障害者が技能労働者として社会に参加する自信と誇りを持つことができるよう、広く障害者の職業能力に対する社会の理解と認識を高め、その職業能力の向上と雇用促進を図ること。

このため、中期目標の期間内においては、競技大会への参加選手を延べ600人以上（※）とし、全都道府県からの選手参加を得ること、及び大会来場者の年々の増加を目指すこと。

また、平成19年に静岡県で開催予定の技能五輪・アビリンピック国際大会に向け、障害者の就業の実態等に留意しつつ多様な障害種別に対応した競技種目・定員の設定を行うとともに、技能レベルの向上を図ること。

（※参考：平成14年度競技大会参加選手数 208人。

中期目標期間内に競技大会を3回開催する予定。）

#### 第4 財務内容の改善に関する事項

通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する事項は、次のとおりとする。

- 1 管理業務の節減を行うとともに、効率的な施設運営を行うこと等により、固定的経費の節減を図ること。
- 2 運営費交付金を充当して行う事業については、「第2 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。
- 3 障害者雇用納付金に係る積立金については、納付金が障害者の雇用に伴う、経済的な負担の調整並びにその雇用の促進及び継続を図るために、法律に基づき、事業主から徴収しているものであることに鑑み、適正にその運用及び管理を行うこと。

## 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構中期計画

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第1項の規定に基づき平成15年10月1日付けをもって厚生労働大臣から指示のあった独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構中期目標を達成するため、同法第30条の定めるところにより、次のとおり、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構中期計画を定める。

平成15年10月1日

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構理事長 征矢 紀臣

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構（以下「機構」という。）は、厚生労働大臣が定めた中期目標を達成するため、この中期計画により事業を行うこととする。

高年齢者等及び障害者の雇用に係る業務については、国の目標達成に資するという観点も含め、国や関係機関との連携を図りつつ、機構全体の取組により、第2に定める事項の効果的実施を図ることとする。

### 第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

#### 1 効果的な業務運営体制の確立

機構の組織体制については、業務の効果的実施等の観点から、適宜見直しを行う。

#### 2 業務運営の効率化に伴う経費節減等

一般管理費などの経費（人件費のうち退職手当に係る経費を除く。）については効率的な利用に努め、人件費の抑制や施設管理費等の縮減により、中期目標の期間の最後の事業年度において、平成14年度と比べて13%程度の額を節減する。

また、業務経費（事業主等に支給する障害者雇用調整金等を除く。）については、毎年度1%以上の額を節減する。

#### 3 障害者雇用納付金を財源に行う調査研究、講習及び啓発の事業規模の配慮

障害者雇用納付金を財源に行う調査研究、講習及び啓発の事業については、障害者雇用調整金、報奨金及び障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金の支給に支障が生じないように、その事業規模に配慮する。

#### 4 給付金及び助成金業務の効率化

高年齢者等の雇用の機会の増大に資する事業主又はその事業主の団体に対しての給付金、障害者雇用納付金制度及び障害者雇用継続援助事業に基づく助成金の支給業務については、支給申請の際のトラブル防止のため、事業主等に対して、支給申請書等の記入方法等の教示など事前相談を行うとともに、申請から支給決定までの期間等に

ついて十分な説明を行う。また、適正支給の観点に留意しつつ、事務手続きの効率化を図るとともに、給付金及び助成金の支給業務の一部を委託する公益法人（以下給付金受付業務を委託する公益法人を「地方高齢法人」、助成金受付業務を委託する公益法人を「地方障害法人」という。）における申請内容の確認の強化、審査能力の向上等を図るため、①申請様式の簡略化、添付書類の簡素化等による合理化の推進、②事業主に分かりやすい資料の作成配布、③手続等の周知徹底に関する会議を定期的に設け、委託先の公益法人の助成金担当者の質の向上を図る等の取組を行い、中期目標の最終年度には、1件当たりの平均処理期間（支給申請の受付から支給決定までの期間）を10%短縮する。

## 第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

### 1 関係者のニーズ等の把握

事業主団体、障害者団体等と情報交換を行うとともに、機構の業務に対する意見等を障害者、事業主、学識経験者等から聞く場を設定する。

ここでの意見も踏まえてニーズに即した業務運営を行うため、必要な措置を柔軟に実施する。

### 2 業績評価の実施及び公表に関する業務内容の充実等

適正な業務の推進に資するため業績評価を行い、業務運営に反映する。

さらに、業務内容の透明性を高め、業務内容の充実を図る観点から業績評価の結果や機構の業務の内容について、ホームページ等において、積極的、かつ分かりやすく公表する。

### 3 高齢者等や障害者の雇用情報等の提供

機構において収集した高齢者等や障害者の雇用問題等に関する情報については、事業主等に対し、広く利用されるようインターネット上のホームページに公表し、利用者ニーズの把握や定期的な内容の更新等に努めつつ、当該ホームページへの年間アクセス件数が1,000,000件以上となるようにする。

### 4 高齢者等の雇用の機会の増大に資する事業主又はその事業主の団体に対して給付金を支給することに関する事項

高齢者等の雇用の安定を図る観点から、定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高齢者等の雇用の確保や再就職援助等を図るため、機構が実施する各種給付金支給業務については、その政策目的に則り、適正かつ効率的な運営を図る。

#### (1) 事業主等に対する制度の周知・広報

- ① 事業主等の利便性を図るため、機構において支給する各種給付金の支給要件、助成額、申請窓口の所在地等をホームページ等で公開するとともに、支給要件等



に変更があった場合は当該変更が確定した日から、7日以内にホームページ等で公開する。また、機構において支給事務を行う助成金以外のものであっても、高年齢者等の雇用の確保や再就職援助等と関連性を有する助成金については、併せてその内容について情報提供を行う。

- ② 重点的に周知・広報を行うべきと認められる給付金については予算の範囲内で、新聞広告、一般誌の広告等を活用して周知を図る。
- ③ 各種給付金のパンフレットや支給申請の手引等を作成し、地方高齢法人の事務所において配布するとともに、職業安定機関その他の関係機関における配布など連携を図る。

## (2) 適正な支給業務の実施

- ① 適切な支給業務を行うため、機構と地方高齢法人は、給付金業務担当者会議を少なくとも年1回開催し、支給業務に関する問題点等について情報交換を行い、密接な連携を図る。
- ② 不正受給防止を図るため、受給事業主等に対する必要な情報収集や実態調査等を実施する。また、不正受給が発生した場合は、再発防止の観点から、その原因を究明し、地方高齢法人及び都道府県労働局その他関係機関に対して適切な情報提供を行う。
- ③ 機構及び地方高齢法人は、厚生労働省又は都道府県労働局等その他関係機関との間において、支給業務の問題点等に対する情報交換等を定期的に行う体制を確立し、適切な支給業務の実施を図る。

## 5 高年齢者等の雇用に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うことに関する事項

高年齢者雇用確保措置に関する事業主の自主的な取組、高年齢者等の雇用管理の改善、再就職援助措置等の実施、高年齢者等の職業の安定を図るための多様な就業機会の確保に関して、事業主等に対する支援を職業安定機関と十分に連携しつつ、効果的に実施する。

### (1) 高年齢者雇用アドバイザー等による相談・援助等の実施

高年齢者雇用確保措置、高年齢者等の雇用管理改善、再就職援助措置等の実施については、定年の引上げ、継続雇用制度の導入又は雇用管理改善、再就職援助計画の作成等に取り組もうとする又は取り組む必要がある事業主に対し、高年齢者雇用アドバイザー等による相談・援助を実施する。

- ① 事業主の取組を促進する際に課題となる賃金・退職金制度、人事管理制度等の見直し等について、高年齢者雇用アドバイザーが、事業主等に対して、ニーズの

把握に努めつつ、適切な訪問計画を作成し、毎年度延べ30,000件（※）の訪問による相談・援助を計画的かつきめ細かく実施するとともに、高年齢者の継続雇用に当たっての条件整備に関する具体的な解決案を提案するなど企画立案の援助を積極的に実施する。実施後は、利用事業主等に対してアンケート調査を実施し、有効回答のうち概ね70%以上の利用事業主等から雇用管理の改善を進める上で効果があった旨の評価が得られるよう質の向上を図る。

（※参考：14年度実績 延べ28,590件）

- ② 高年齢者雇用アドバイザーが持っている企業診断ノウハウを補完するために開発された企業診断システムを利用して、訪問先企業内の高齢化の現状と経営者の考え方、継続雇用制度の制度化へ向けた企業での実態や課題等を把握することにより、相談・援助活動を効果的に実施する。このため、本システムの活用実績について毎年度1,500回（※）を目指し、積極的な運用を図る。

（※参考：14年度実績 1,335回）

- ③ 高年齢者雇用アドバイザーのより一層の質の向上を図るため、活動実態の把握及び整理を行い、事業主の取組を促進する際に課題となる賃金・退職金制度、人事管理制度等の見直し等を実施している企業の好事例の提供や事例検討会等を実施するなど業務の活性化を図るための具体的方策を講ずる。

- ④ 再就職援助措置については、周知・啓発を図るほか、その実施に係る相談・援助を計画的に実施し、事業所訪問等による相談・援助を毎年度4,300件（※）行う。また、相談・援助実施後は、利用事業主等に対してアンケート調査を実施し、有効回答のうち概ね70%以上の利用事業主等から再就職援助措置を進める上で効果があった旨の評価が得られるよう質の向上を図る。

（※参考：14年度実績 3,904件）

- ⑤ 相談・援助活動から得られた事例等情報や再就職の支援などを実施している企業等の事例を積極的に収集・整理し、再就職支援の業務に資する。

- ⑥ 社会の変化や事業主の経営環境の状態等に対応した相談・援助の技術の向上を図るため、高年齢者雇用アドバイザー等に対する実務研修等を実施する。

## (2) 高年齢者等の雇用に関する各種講習等の実施

事業主、企業における高年齢者等の雇用の実務担当者等に対し、そのニーズの把握に努めつつ、高年齢者等の雇用に関して以下の講習等を毎年度合計640回以上（※）実施する。

（※参考：14年度実績 334回）

あわせて、中高年従業員研修に必要な助言・指導その他の援助を行う。

- ① 企業経営者・事業主団体役員等を対象とした研修

企業の経営者層等に高齢化の進展とその対策、高年齢者等の雇用創出の重要性、企業としての責務等について理解と認識を深めてもらうとともに、職場環境及び雇用管理の改善に関する専門的な知識を深めてもらうため、「高年齢者雇用管理研修」を実施する。

② 高年齢者雇用推進者を対象とした講習

各事業所において選任された「高年齢者雇用推進者」を対象に、高年齢者等の雇用の好事例、地域別・産業別等の取組の実態などの情報提供及び意見交換等を行うことを目的に、「高年齢者雇用推進者講習」を実施する。

③ 継続雇用制度の導入・検討が進んでいない企業及び既に導入しているが、運用等において種々の問題を抱えている企業に対して、高年齢者雇用アドバイザーが講師となり、当該企業の職場管理者の能力向上及び意識改革、中高年従業員の自己啓発促進等による職務遂行能力の向上を図る研修（継続雇用制度導入のための職場活性化研修）を実施する。

上記の講習等については、終了後、参加者にアンケート調査を実施し、有効回答のうち概ね80%以上の参加者から高年齢者等の雇用を進める上で有用であった旨の評価が得られるよう質の向上を図る。

(3) 調査研究の実施

高年齢者等の雇用問題に関する施策の効率的かつ効果的な実施に資するため、高年齢者雇用確保措置及び高年齢者等の雇用に関する必要な調査研究を実施する。

① 実践的調査研究の実施

高年齢者等の雇用に関する調査研究、事業主支援手法の開発等を実施し、機構の事業の效果的、効率的な運営に資する。

② 共同研究等の実施

高年齢者雇用確保措置及び高年齢者等の雇用に関する情報及び資料の収集等業務の一環として、高年齢者等の雇用確保のための条件整備に必要な調査研究を行うおとしている事業主等との共同研究を毎年度10件以上（※）実施する。また、ワークシェアリングの導入等多様な就業形態の開発等により、高年齢者等の雇用を推進していく先進企業の事例の収集・提供及び支援を行う。さらに、これら研究成果の活用、実用化を促進するため、その成果を取りまとめた後は、冊子等を作成し、関係機関に配布するほか、常に情報の抽出・整理ができるようデータベースを構築し、当該情報を蓄積・管理した上で、事業主等が有効に活用できるようホームページで速やかに公開する。

（※参考：14年度実績 11件）

③ 産業別高年齢者雇用推進事業の実施

学識経験者、産業団体代表者等を委員とする産業別の懇談会を毎年度新規に5

産業団体程度（※）について開催し、高年齢者等の雇用促進のために解決すべき課題等について検討を行う。また、産業団体がその結果に基づき高年齢者等の雇用をより一層促進するために必要なガイドラインを自主的に策定することを支援する。さらに、その成果を取りまとめた後は、冊子等を作成し、関係機関に配布するほか、常に情報の抽出・整理ができるようデータベースを構築し、当該情報を蓄積・管理した上で、事業主等が有効に活用できるようホームページで速やかに公開する。

（※参考：14年度実績 3産業団体）

#### (4) 啓発広報活動等の実施

高年齢者等の雇用について、事業主をはじめ社会全体の意識を醸成するため、資料・情報の収集やインターネットを活用した情報提供の実施、高年齢者雇用促進月間を中心とした各種行事の開催、定期刊行誌等の発行、新聞・テレビ等マスメディアの活用等により、啓発広報活動を効果的かつ積極的に展開する。

##### ① インターネット等を活用した情報提供の実施

事業主等に対する情報の提供については、インターネット等の積極的活用を図り、情報の内容を充実させ、事業主等の利便性に立った情報提供を図るとともに、積極的な普及啓発を図る。

##### ② 高齢者雇用フェスタの実施

高年齢者雇用確保措置及び高年齢者等の雇用の重要性を広く社会に浸透させ、高年齢者等にとって働きやすい雇用環境にするために、企業等が創意工夫を行った改善の事例を発表する高年齢者雇用開発フォーラム（シンポジウム・研究発表会）、高年齢者雇用開発コンテスト入賞企業の表彰及び企業事例の紹介・展示等を行う「高齢者雇用フェスタ」等を開催することにより、幅広く啓発広報活動を実施する。その結果、アンケート調査における理解度が増加した参加者の割合を概ね80%以上とするよう質の向上を図る。また、その普及啓発活動の在り方についても、アンケート等により広く意見を求め、その内容及び方法についてより効果的なものとする。

##### ③ 定期刊行誌等の発行その他啓発広報活動の実施

高齢化対策、高年齢者等の雇用問題について、その具体的対応事例等を掲載した定期刊行誌を作成し、月60,000部（※）の発行部数を旨すとともに、高年齢者等の雇用に関する諸問題を解説した冊子等を作成し、事業主等に配布する。その他予算の範囲内で、テレビ・新聞広告等を媒体とした啓発広報活動を行う。

（※参考：14年度実績 54,400部）

#### 6 労働者に対して、その高齢期における職業生活の設計を行うことを容易にするために必要な助言又は指導を行うことに関する事項

労働者が早い段階から自らの職業生活の設計を行い、高齢期において、自らの希望と能力に応じた多様な働き方を選択し、実現できるようにするため、専門窓口を設置し、職業安定機関等と密接な連携を図りながら、在職者を中心とした中高年齢者に対し、高齢期における職業生活の設計のための助言、援助を行う。

(1) 在職者を中心とした中高年齢者に対する業務

① 在職者を中心とした中高年齢者に対する個別相談等の実施

在職者を中心とした中高年齢者に対し、高齢期の職業生活設計等を支援するため、そのニーズの把握とノウハウの確立に努めつつ、再就職、職業生活設計、退職準備等に係るきめ細かな相談援助等を毎年度36,000件以上実施する。実施後は、利用者に対してアンケート調査を実施し、有効回答のうち概ね70%以上の利用者から高齢期における職業生活設計を行う上で効果があった旨の評価が得られるよう質の向上を図る。

② セミナー・講習会の開催

高齢期における職業生活設計等に資する各種情報を提供するため、利用者のニーズの把握とテーマの多様化に努めつつ、セミナー・講習会を毎年度2,450回以上開催する。

また、セミナー・講習会等終了後に参加者にアンケート調査を実施し、有効回答のうち概ね80%以上の参加者から高齢期における職業生活設計を行う上で有用であった旨の評価が得られるよう質の向上を図る。

(2) ホームページ等を活用した情報提供

専門的な相談窓口の業務紹介、各種セミナーの開催案内、情報提供、情報収集等活動を行うに当たっては、特に在職者の利便等を勘案して、ホームページ等インターネットを積極的に活用し、各種情報の提供等を行うこと等により、そのニーズの把握と定期的な内容の更新等に努めつつ、ホームページの年間アクセス件数が180,000件以上となるように積極的な普及啓発を図る。

7 障害者職業センターの設置運營業務の実施に関する事項

障害者職業センターにおける職業リハビリテーション関係業務については、障害者雇用納付金関係業務等と有機的な連携を図るとともに、職業安定機関を始め、福祉、医療、教育機関等の関係機関との密接な連携の下、適正かつ効果的に業務を実施する。

また、効率的かつ効果的な業務の実施に資するため、外部の委員による厳格な評価を実施する。

(1) 職業リハビリテーションの総合的・効果的な実施

① 障害者の個々の特性に応じた職業リハビリテーション計画の策定

地域障害者職業センター（以下「地域センター」という。）において、専門的知識、技術に基づいて職業リハビリテーションを行うことが必要な障害者に対し

て、効果的な職業リハビリテーションを実施するため、的確な職業評価とインフォームドコンセント（説明と同意）により、障害者個々の特性に応じた職業リハビリテーション計画を策定する。

そして、中期目標の期間中に公共職業安定機関と連携し、延べ100,000人以上（※）の障害者に対し、より就職に結びつく職業リハビリテーションサービスを実施する。

（※参考：過去5年間の対象者数（年平均）20,217人。

1割増の目標としつつ、4.5を乗じると約10万人となる。）

## ② 障害者の就労の可能性を高めるための支援の実施

地域センターにおいて、個々の対象者の特性を踏まえ作成した指導カリキュラムに基づき、基本的労働習慣の獲得、職業に関する知識の習得等を図る職業準備訓練、職業講習を的確かつ効果的に実施し、また、障害者のニーズ等を踏まえて講習内容を見直す等、その内容の充実を図ることにより、障害者の就労の可能性を高め、中期目標の期間中に70%以上（※）の対象者が就職等に向かう次の段階（職業紹介、ジョブコーチ支援事業、職業訓練、職場実習等）へ移行できるようにする。

（※参考：14年度移行率 69.5%。

今後、移行が困難な重度障害者や精神障害者に対する支援が増加することが見込まれている。）

なお、職業準備訓練、職業講習については、経済・雇用失業情勢を踏まえて、職業紹介等の業務を担当する公共職業安定機関との緊密な連携を図り、中期目標の期間中においてその修了者の就職率が40%以上（※）となることに資するため、その内容の充実を図る。

（※参考：14年度就職率 38.5%）

## ③ 障害者の職場適応に関する支援の実施

職業安定機関等と密接に連携して知的障害者や精神障害者等の状況把握に努め、職場適応のために事業所における支援が必要な障害者に対して、職場適応援助者（ジョブコーチ）による障害者、事業主等への支援を地域センターが自ら行うとともに、外部機関の協力を得て行うことにより、中期目標の期間中において13,000人以上（※1）の障害者を対象に事業を円滑に実施する。また、個々の障害者の特性及び職場環境に十分に配慮した個別の支援計画に基づき、75%以上（※2）の定着率を目指して、障害者の職場への適応・定着を促進する。

そして、ジョブコーチ支援事業を受けた者にアンケートを実施し、有効回答のうち概ね70%以上から職場適応を進める上で効果があった旨の評価が得られるようにする。

（※参考1：平成15年度の予算における対象者は2,951人。4.5を乗じると約13,000人となる。）

（※参考2：平成14年9月末日までに支援を終了した者の定着率 74.7%）

④ 障害者の雇用管理に関する専門的な支援の実施

地域センターにおいて、障害者の雇用管理に関する事項について、職業リハビリテーション専門機関の立場から、事業主に対する的確な相談、援助をこの中期目標期間中に延べ32,000事業所(※)に対して実施し、障害者の就職又は職場適応を促進する。

そして、助言その他の援助を受けた事業所にアンケートを実施し、有効回答のうち概ね70%以上から障害者の雇用管理の改善を進める上で効果があった旨の評価が得られるようにする。

(※参考：平成10年度から12年度(平成13年度及び平成14年度については平成15年度以降行わない障害者雇用機会創出事業の影響があるため除く。)の3年間の対象事業所数(年平均)6,484事業所。1割増の目標としつつ、4.5を乗じると約32,000事業所となる。)

⑤ 職業リハビリテーションの専門的知識を有する人材育成等

職業リハビリテーション専門職である障害者職業カウンセラーの養成及び研修を実施するとともに、医療・福祉等の分野の職員等を対象に、職業リハビリテーションに関する次の専門的、技術的研修を職種別・課題別に実施する等により、職業リハビリテーション人材の育成を図る。

イ 障害者雇用支援センター及び障害者就業・生活支援センターの指導員等を養成するための研修

ロ 職場適応援助者(ジョブコーチ)を養成するための研修

ハ 医療・福祉等の分野における職業リハビリテーション実務者を養成するための研修

また、地域の関係機関に対して、職業リハビリテーションに関する専門的な情報を提供する等により、地域の職業リハビリテーションのネットワークの育成を図る。

(2) 職業リハビリテーションに係る調査・研究及び新たな技法の開発の実施とその普及・活用の推進

① 職業リハビリテーションに関する調査研究の実施

障害者の職業リハビリテーションに関する施策の充実及び障害者職業センター等における関係業務の推進に資するため、次の事項に重点を置いて職業リハビリテーションに関する調査・研究を毎年度平均12テーマ以上(※)実施する。

(※参考：14年度実績 12テーマ)

なお、通常の研究のほか、総合的な研究テーマについてプロジェクト方式による研究を実施する。

イ 身体障害、知的障害、精神障害その他の多様な障害の職業的特性

ロ 各種の障害の特性に対応した効果的な職業リハビリテーション技法

ハ 障害者の就労を容易にするための機器・ソフトウェア



ニ 障害者職業センターを中心とした関係機関・施設の連携による職業リハビリテーションの効果的な実施方法

ホ 職業リハビリテーションに関連する法制度・施策

ヘ 職業リハビリテーションに関する情報提供システム

中期目標の期間中に終了した調査・研究について外部評価を行い、各調査・研究について、3分の2以上の評価委員から、4段階中上から2段階以上の評価が得られるようにする。

## ② 職業リハビリテーションに係る技法の開発

精神障害者や高次脳機能障害等これまでの支援技法では効果の現れにくい障害者に対して、①で行う調査・研究とあわせて、障害特性及び事業主のニーズに応じた新たな職業リハビリテーション技法の開発を毎年度3テーマ以上実施する。

また、新たな技法を活用した職業準備訓練等を実施するなどにより、多様な障害者に対し効果的な職業リハビリテーションを実施する。

## ③ 研究成果の積極的な普及・活用

研究成果の普及・活用を図るため、研究発表会の開催、学会等での発表、各種研修での講義、インターネットを通じての情報提供等を行うとともに、職業リハビリテーションの関係者や事業主にとって利用しやすいマニュアル、教材、ツール等を中期目標期間中に15件以上(※)作成する。

(※参考：過去3年間の実績(年平均)3件。1割増の目標としつつ、4.5を乗じると約15件となる。)

## (3) 障害者の雇用に関する情報の収集、分析及び提供の効果的な実施

職業リハビリテーションに係る調査研究成果、図書等の情報を「障害者雇用支援システム」に集積し、インターネットを通じ、年間のアクセス件数320,000件以上を目標として提供する。

また、障害者に対する支援や、事業所における環境整備、地域の支援機関サービスの利用等に際して役立つ専門的知識や詳細な情報をデータベースにより職業リハビリテーション関係機関や事業主に提供するため、必要なシステムの整備を行う。

## 8 障害者職業能力開発校の運營業務の実施に関する事項

機構が運營業務を行う障害者職業能力開発校に関しては、入校者の障害の重度化、多様化が進んでいることにかんがみ、広域障害者職業センターとの密接な連携の下、知的障害者、精神障害者等を含む職業的重度障害者に対して、個々の訓練生の障害の程度、態様等を十分考慮し、弾力的な運営を図るほか、個々の訓練生に適した訓練内容を定めるなど、障害者の障害の特性に応じたよりきめ細かな配慮を加え、他の障害者職業能力開発校等に成果を提供できるような先導的な職業訓練を実施する。



(1) 障害者の職業訓練機会の拡大

入校者の障害の重度化に十分対応しつつ関係機関との一層緊密な連携を図り、重度障害者を積極的に受け入れることにより、この中期目標期間中に、受講者数30%増(※)を達成する。また、在職者及び離転職者に対する職業訓練については機動的に実施する。特に離転職者の受け入れについては、近年障害者の解雇者数が高水準で推移していることにかんがみ、その訓練機会の拡大を図る。

(※参考：14年度受講者数 211人)

(2) 障害者に対する訓練内容の充実

企業ニーズに的確に対応するとともに、障害者の職域拡大を念頭において、より就職に結びつく職業訓練を実施に努め、経済・雇用失業情勢を踏まえつつ、職業紹介等の業務を担当する公共職業安定機関との緊密な連携を図り、中期目標の期間中において修了者等の就職率が60%以上(※)となることに資するため、指導技法の開発、訓練カリキュラムの見直し等によりその内容の充実を図る。

また、先導的な職業訓練実施の成果をもとに、知的障害者、精神障害者等を含む職業的重度障害者に対する職業訓練内容、指導技法等をマニュアル等にとりまとめ、他の障害者職業能力開発校等に提供することにより、障害者職業訓練全体のレベルアップに貢献する。

職業訓練の実施に当たっては、IT基礎訓練等における民間外部講師の活用等による委託の拡大を図り、効率的な運営を行う。

(※参考：障害者職業能力開発校における14年度就職率 57.1%)

9 納付金関係業務等の実施に関する事項

(1) 障害者雇用納付金の徴収及び障害者雇用調整金、報奨金の支給に関する業務の適切な実施

① 障害者雇用納付金制度に対する理解の促進

障害者雇用納付金制度について適切な周知、理解の促進を図るため、関係機関との連携を図りつつ、事業主説明会を毎年度平均で250回以上(※)開催するほか、パンフレット、記入説明書等の配布を行う。

(※参考：過去3年間の説明会の年平均開催回数 約230回)

② 障害者雇用納付金の徴収及び障害者雇用調整金、報奨金の支給

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、障害者雇用納付金の的確な徴収及び障害者雇用調整金、報奨金の適正な支給を行うため、厳正な審査を実施するほか、障害者雇用納付金申告対象事業主等に対する調査を的確に実施することにより、障害者雇用納付金については99%以上(※)の収納率を維持する。また、障害者雇用率達成指導業務を実施する職業安定機関と緊密な連携を図り、必要な情報交換を行う。

さらに、業務の効率化及び障害者雇用納付金申告対象事業主等の利便性の向上

を図るため、必要に応じ電算機処理システムの見直しを実施する。

(※参考：過去5年間の収納率はいずれの年も99%以上)

(2) 障害者雇用納付金に基づく助成金業務の適切な実施

- ① 事業主の利便性を図るため、機構において支給する各種助成金の支給要件、助成率、申請窓口の所在地等をホームページ等で公開するとともに、助成金業務の効率化を図り、事業主に対する助成金の助言・援助を行うなどのサービスの向上を図る。

また、地方障害法人及び職業安定機関等との密接な連携を図り、制度の周知徹底を図る。

なお、助成金の支給要件等に変更があった場合は、当該変更が確定した日から、7日以内にホームページ等で公開する。

- ② 適正な助成金業務を実施するため、厳正な審査と支給対象事業所に対する計画的な調査を行うとともに、地方障害法人の助成金業務担当者会議を少なくとも年1回開催する等により、助成金業務に関する問題点等について情報交換を行うように努め、密接な連携を図る。

また、不正受給が発生した場合は、再発防止の観点から、その原因を究明し、地方障害法人その他関係機関に対して適切な情報提供を行う。

- ③ 機構と厚生労働省は、助成金業務の問題点等に対する情報交換等の密接な連携を図るとともに、地方障害法人と職業安定機関の間においても助成金業務に関し密接な連携を図り、適切な助成金業務を行う。

(3) 障害者の雇用に関する研究、調査、講習の事業及び啓発の事業の効果的な実施

- ① 障害者の雇用に関する調査研究の実施

企業における障害者の雇用に係る問題の解決、雇用管理の改善及び障害者の雇用機会の拡大に資するため、事業主のニーズ及び障害の種類に配慮しつつ、障害者の雇用に関する技術的事項に関する調査・研究を実施する。

また、調査研究の成果をとりまとめた報告書、事業主等の利用しやすいマニュアル等を中期目標の期間中に25件以上(※)作成する。

(※参考：過去3年間の実績(年平均) 5件。

1割増の目標としつつ、4.5を乗じると約25件となる。)

さらに、事業主等に対して障害者雇用事例等を提供する「障害者雇用リファレンスサービス」の充実を図り、企業のニーズに対して迅速かつ的確な情報提供を行う。

- ② 除外率設定業種事業主に対する支援

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正に伴い、平成16年度から段階的に引き下げられる除外率について、今後、一層の障害者雇用への取組が求められ

る除外率設定業種事業主（団体）における具体的取組を支援するため、障害者の雇用を進める上での問題点等の調査・分析、雇用事例の収集等を実施し、啓発資料として、マニュアル・好事例集等を中期目標期間中に5件以上作成する。

③ 相談・援助業務の効果的実施

障害者雇用に関する広範な知識と経験を持った障害者雇用アドバイザーを配置するとともに、必要に応じ医療、社会教育、社会福祉、工学等の専門家と連携して、事業主に対し、的確かつ効果的な相談援助を中期目標期間中にアドバイザー1人当たり750件以上（※）実施する。

（※参考：平成14年度の実績は約150件であり、1割増の目標としつつ、4.5を乗じると約750件となる。）

そして、助言その他の援助を受けた事業所にアンケートを実施し、有効回答のうち概ね70%以上から障害者の雇用管理の改善を進める上で効果があった旨の評価が得られるよう支援サービスの質の向上を図る。

④ 障害者職業生活相談員資格認定講習の充実

障害者職業生活相談員資格認定講習の実施に当たっては、障害者の職業生活全般にわたる相談・指導等に必要な専門知識を付与するため講習内容の充実を図る。

⑤ 雇用管理等講習等の充実

雇用管理等に関する事業主向け講習等については、事業主や障害者の多様なニーズ、特性等を踏まえ、

イ 企業の雇用・定着管理の改善のための講習

ロ 障害者の職業能力発揮のための環境整備に係る講習

を適宜組み合わせ、効果的、効率的に実施する。

また、障害者の適正な職場配置、障害者の特性に応じた雇用管理等が図られるよう、障害者職場定着推進チーム育成事業の実施に当たって、障害者職場定着推進チーム未設置事業所に対する設置勧奨及び設置された定着推進チームの育成指導を継続して実施することとする。

各種講習会については、地域のニーズに応じた特性等を踏まえつつ、毎年度平均22,000人以上（※）（ただし、平成15年度は11,000人以上）を対象に実施する。

（※参考：14年度受講者数 20,134人）

そして、講習会の受講者にアンケート調査を実施し、障害者の雇用を進める上で有用であった旨の評価が概ね80%以上得られるようにする。

⑥ 就労支援機器の普及・啓発

就労支援機器を広く事業主に普及・啓発するため、従来のビデオやパンフレットに加え、新たにホームページを活用し効果的な普及・啓発活動を実施し、毎年

度平均で80（ただし、平成15年度は40）以上の事業所に就労支援機器の貸出を行う。

また、適宜アンケート調査を実施し、事業主のニーズを把握するとともに、効率的な業務を行うため、就労支援機器の利用率（全機器の貸出累積月数／延べ保有台月数）を常態において36%以上（※）にする。

（※参考：過去3年間の就労支援機器の平均利用率 32.9%）

#### ⑦ 障害者雇用に係る啓発事業の実施

事業主や国民一般に対して、障害者に対する認識を高め、その雇用の促進と職業の安定を図るため、障害者雇用促進月間を中心として、全国レベルで表彰、障害者ワークフェア等の諸事業を複合的に実施する。

なお、ワークフェア来場者にアンケート調査を実施し、有効回答のうち概ね80%以上の来場者から「良かった」、「やや良かった」との評価が得られるようにする。

このほか、各都道府県において表彰や障害者の作業実演による啓発等の事業を実施し、障害者の雇用促進を図る。

さらに、障害者の雇用に係る諸情報を総合的に掲載した啓発誌を作成し、月54,000部（※）の発行を目指すとともに、ホームページを通じた障害者雇用に関する情報を提供するほか、障害者の雇用を進める上で必要となる情報等についてメディア媒体を利用した広報・啓発活動を展開し、広く国民の障害者雇用に対する理解を深める。

（※参考：平成15年度予算 54,000部）

### 10 障害者となった労働者の雇用を継続する事業主に対する助成金の支給に関する事項

(1) 事業主の利便性を図るため、機構において支給する各種助成金の支給要件、助成率、申請窓口の所在地等をホームページ等で公開するとともに、助成金業務の効率化を図り、事業主に対する助成金の助言・援助を行うなどのサービスの向上を図る。

また、地方障害法人及び職業安定機関等との密接な連携を図り、制度の周知徹底を図る。

なお、助成金の支給要件等に変更があった場合は、当該変更が確定した日から、7日以内にホームページ等で公開する。

(2) 適正な助成金業務を実施するため、厳正な審査と支給対象事業所に対する計画的な調査を行うとともに、地方障害法人の助成金業務担当者会議を少なくとも年1回開催する等により、助成金業務に関する問題点等について情報交換を行い、密接な連携を図る。

また、不正受給が発生した場合は、再発防止の観点から、その原因を究明し、地方障害法人その他関係機関に対して適切な情報提供を行う。

- (3) 機構と厚生労働省は、助成金業務の問題点等に対する情報交換等の密接な連携を図るとともに、地方障害法人と職業安定機関との間においても助成金業務に関し密接な連携を図り、適切な助成金業務を行う。

#### 11 障害者の技能に関する競技大会の開催に関する事項

障害者技能競技大会（アビリンピック）を定期的（年1回、国際アビリンピック開催年を除く。）に開催し、成績優秀者を顕彰する。

また、都道府県における障害者の職業能力についての啓発を推進し特に障害者多数雇用事業所、特例子会社及び障害者職業能力開発施設等へ選手の参加を勧奨することにより、競技大会への参加選手を延べ600人以上（※）とし、全都道府県からの選手参加を得ること、及び大会来場者の年々の増加を目指す。

さらに、平成19年に静岡県で開催予定の技能五輪・アビリンピック国際大会に向け、障害者の就業の実態等に留意しつつ多様な障害種別に対応した競技種目・定員の設定を行うとともに、技能レベルの向上を図る。

なお、競技大会開催時に来場者を対象としてアンケート調査を実施し、その結果等を踏まえ、大会の質の向上を図る。

（※参考：平成14年度競技大会参加選手数208人。

中期目標期間内に競技大会を3回開催する予定。）

#### 第3 予算、収支計画及び資金計画

- 1 予算 別紙-1のとおり
- 2 収支計画 別紙-2のとおり
- 3 資金計画 別紙-3のとおり

- ・ 障害者雇用納付金に係る積立金については、銀行等の健全性に配慮した運用を行うなど、適正にその運用及び管理を行う。

#### 第4 短期借入金の限度額

- 1 限度額 5,000百万円
- 2 想定される理由
  - ・ 運営費交付金の受入れの遅延による資金不足
  - ・ 予定外の退職者の発生に伴う退職金の支給等

#### 第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画なし

#### 第6 剰余金の使途

- ・ 事業主に対する相談・援助業務の充実
- ・ 職業リハビリテーション業務の充実
- ・ 障害者職業能力開発校における職業訓練業務の充実

第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 人事に関する計画

(1) 方針

機構の運営に必要な人材の確保に努めるとともに、職員の専門性を高めるための研修を計画的に実施する。

(2) 人員に係る計画

常勤職員の人件費について、平成14年度と比較して13%の額を節減する。そのため、期末の常勤職員数について期初に比べて14名削減する。

2 施設・設備に関する計画

障害者の就労に関する様々な援助業務の効果的かつ効率的な遂行を図るため、施設の老朽化等を勘案して、計画的な修繕等を行う。

(参考)

施設・設備の内容	予定額(百万円)	財源
(地域センター) 空調設備更新 電気設備整備 給排水設備更新	137	施設整備費補助金

(注) 上記の計画については、業務実施状況、予見しがたい事情等を勘案し、施設整備を追加又は予定額を変更することがあり得る。

## 中期計画(平成15年度～平成19年度)の予算

総括

(単位:百万円)

区分	金額			
	高齢・障害者 雇用支援勘定	障害者職業 能力開発勘定	障害者雇用 納付金勘定	計
収入				
運営費交付金	80,609	3,302	0	83,911
施設整備費補助金	137	0	0	137
高齢・障害者雇用開発支援事業費補助金	237,580	0	0	237,580
身体障害者等福祉対策事業費補助金	115	0	0	115
受託収入	582	0	0	582
その他の収入	379	43	96,648	97,069
計	319,402	3,345	96,648	419,394
支出				
人件費	22,232	2,533	5,097	29,862
一般管理費	3,298	579	1,564	5,441
業務経費	293,153	233	96,537	389,923
高年齢者等助成金支給経費	241,102	0	0	241,102
高年齢者等雇用相談援助経費	21,927	0	0	21,927
高年齢者等職業生活設計援助経費	8,224	0	0	8,224
障害者職業センター運営経費	19,999	0	0	19,999
障害者職業能力開発校運営経費	0	233	0	233
障害者雇用納付金関係経費	0	0	96,537	96,537
障害者雇用継続助成金支給経費	1,739	0	0	1,739
障害者技能競技大会費	161	0	0	161
施設整備費	137	0	0	137
受託経費	582	0	0	582
計	319,402	3,345	103,199	425,945

(注) 納付金勘定における収入不足分については、積立金からこれに充当するものとする。

## [人件費の見積もり]

期間中総額35,717百万円を支出する。

内訳

一般管理費等	30,096百万円
業務経費	5,621百万円

運営費交付金の算定ルールについては、別紙-1-2のとおり。

## 運営費交付金の算定ルール

中期目標の期間（平成15年度～平成19年度）の運営費交付金の算定ルールについては、次のとおりとする。

## 1 平成15年度

業務の実施に要する費用を個々に見積もり算出する。

## 2 平成16年度以降

次の算定式による。

[運営費交付金の算定ルール]

$$\text{運営費交付金額} = [\text{人件費} + \{\text{一般管理費 (A)} \times \varepsilon\} \times \gamma 2] + \{\text{業務費 (R)} \times \gamma 3 \times \delta \times \varepsilon\} + \text{特殊要因 (X)} - \text{自己収入の額 (I)}$$

$$\text{人件費} = \text{基本給等 (B)} + \text{退職金 (S)}$$

B:基本給、諸手当、共済組合負担金等の人件費（退職手当を除く）をいい、次式により算出する。

$$B = (P1 \times \alpha \times \beta + P2 \times \beta + P3) \times \gamma 1$$

B:当該年度の基本給等

P1:前年度の基本給中昇給及び給与改定の影響を受けるもの

P2:前年度の基本給中給与改定の影響を受けるもの

P3:前年度の基本給中昇給及び給与改定の影響を受けないもの

$\alpha$ :運営状況を勘案した昇給原資率

$\beta$ :運営状況を勘案した給与改定率

S:当年度の退職予定者及び前年度以前の予定外退職者に対応した当年度分退職手当額

A:前年度管理部門に係る物件費（謝金、旅費、庁費、土地建物借料、交際費、保険料及び各所修繕の合計額）

R:前年度の業務に係る物件費（運営費交付金中人件費及び一般管理費以外の経費）

X:平成16年度以降特殊要因により新規追加・拡充又は縮減された経費（中期目標期間を通じて、他の経費には分類しないものとする。）に係る当年度の所要額（人件費を含む）

I:運営費交付金を財源として実施する事務・事業から生じるであろう事業収入の見積額

$\gamma$ :業務の効率化等における効率化係数

$\delta$ :業務政策係数

$\varepsilon$ :消費者物価指数

[中期計画予算の見積りに際し使用した具体的係数及びその設定根拠等]

中期計画予算の見積りに際し使用した具体的係数は各事業年度の運営費交付金算定時に具体的な数値を定めることとしている。

1  $\alpha$ 、 $\beta$ 、 $\delta$ 及び $\varepsilon$ については、0%と仮定した。

2  $\gamma 1$ :▲3.6%、 $\gamma 2$ を▲3.7%、 $\gamma 3$ :▲1%と仮定した。



## 平成15年度～平成19年度収支計画

(単位:百万円)

区 分	金 額			計
	高齢・障害勘定	能力開発勘定	納付金勘定	
費用の部	321,375	3,362	103,227	427,964
經常費用	321,375	3,362	103,227	427,964
人件費	22,232	2,533	5,097	29,862
業務費	293,872	233	96,537	390,642
一般管理費	3,298	579	1,564	4,862
減価償却費	1,974	17	28	2,019
財務費用	0	0	0	0
臨時損失	0	0	0	0
収益の部	321,375	3,362	96,676	421,413
運営費交付金収益	80,609	3,302	0	83,911
受託収入	582	0	0	582
国庫補助金収入	237,832	0	0	237,832
その他の収入	379	43	96,648	97,069
資産見返運営費交付金戻入	1,974	17	28	2,019
財務収入	0	0	0	0
臨時利益	0	0	0	0
純利益	0	0	△ 6,551	△ 6,551
目的積立金取崩額	0	0	6,551	6,551
総利益	0	0	0	0

(注1)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注2)当法人における高齢・障害者雇用支援勘定及び障害者職業能力開発勘定に係る退職手当については、役員退職規程及び職員退職手当規程に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。

## 平成15年度～平成19年度資金計画

(単位:百万円)

区 分	金 額			計
	高齢・障害勘定	能力開発勘定	納付金勘定	
資金支出	319,622	3,367	146,468	469,457
業務活動による支出	319,108	3,345	103,066	425,519
投資活動による支出	286	0	63	349
財務活動による支出	0	0	0	0
次期中期目標への繰越金	228	22	43,339	43,589
資金収入	319,622	3,367	146,468	469,457
業務活動による収入	319,264	3,345	96,647	419,256
運営費交付金による収入	80,609	3,302	0	83,911
受託収入	582	0	0	582
国庫補助金収入	237,695	0	0	237,695
寄附金収入	0	0	0	0
その他の収入	379	43	96,647	97,068
投資活動による収入	137	0	0	137
施設整備費補助金による収入	137	0	0	137
その他の収入	0	0	0	0
財務活動による収入	0	0	0	0
旧法人よりの繰越金	221	22	49,821	50,064

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

# 独立行政法人福祉医療機構

## 中期目標・中期計画

## 独立行政法人福祉医療機構中期目標

独立行政法人福祉医療機構は、国の福祉政策及び医療政策と密接に連携しつつ、貸付その他の公共性の高い多様な事業を公正かつ総合的に実施することにより、わが国の福祉の増進並びに医療の普及及び向上に貢献することが期待されている。

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第1項の規定に基づき、独立行政法人福祉医療機構が達成すべき業務運営に関する目標を次のように定める。

平成15年10月1日

厚生労働大臣  
坂 口 力

### 第1 中期目標の期間

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第29条第2項第1号の中期目標の期間は、平成15年10月から平成20年3月までの4年6か月とする。

### 第2 法人全体の業務運営の改善に関する事項

独立行政法人化する趣旨を十分に踏まえ、業務実施方法の抜本的な改善を図り、機構に期待される社会的使命を効率的、効果的に果たすことができるよう、経営管理の充実・強化を図ること。

#### (1) 効率的な業務運営体制の確立

組織編成、人員配置を実情に即して見直すとともに、業績評価等を適切に行うことにより、効率的な業務運営体制を確立すること。

#### (2) 業務管理の充実

業務の計画的な推進を図るとともに、継続的な業務改善やリスク管理の徹底のための仕組みを導入することにより、業務管理を充実させること。

#### (3) 業務運営の効率化に伴う経費節減

一般管理費、福祉保健医療情報サービス事業費等の経費については、効率的な利用に努め、平成16年度において追加される労災年金担保貸付事業にかかる部分を除き、中期目標の期間の最終の事業年度において、平成14年度と比べて13%程度の額を節減すること。

また、福祉医療貸付事業費については、中期目標の期間の最終の事業年度において、平成14年度と比べて5%程度の削減を目指すこと。この場合、社会経済情勢の変化等を踏まえた政策的要請や金融情勢の変化により影響を受けることについて配慮する。

#### (4) 利用者に対するサービスの向上

個人情報保護に配慮しつつ、利用者情報の総合化や利用者に対する調査の実施に

より、業務運営における利用者対応の充実を図ること。

### 第3 事業毎の業務運営の改善に関する事項

通則法第29条第2項第2号の業務運営の効率化に関する目標及び同項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標のうち、事業毎に掲げるものは、次のとおりとする。

#### 1 福祉医療貸付事業

福祉医療貸付事業については、国の福祉政策及び医療政策に即して民間の社会福祉施設、医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。

また、特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月19日閣議決定、以下「整理合理化計画」という。）に基づき、貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、引き続き適切に実施するとともに、病院等融資については、中期目標期間中も「民間でできるものは、できるだけ民間に委ねる」という原則の下に、融資対象事業を医療政策上真に必要なものに限った上で、コストに応じた金利設定の導入を検討し、段階的に実施すること。

#### (1) 業務運営の効率化に関する事項

ア 国の福祉政策や医療政策における政策目標を着実に推進するため、政策融資の果たすべき役割を踏まえつつ、政策効果の高い融資内容となるよう努めること。

イ 政策融資としての機能を毎年点検することとし、事業内容を不断に見直す等事業の効率化を進めること。また、中期目標期間中の新規契約分のうち、国の政策目的の達成のために特に定めるもの以外は、将来にわたる利差益を確保するよう事業運営を行うこと。

ウ 既存施設の増改築や新設施設の中長期の需要動向を可能な限り事前予測することにより、事業の計画的な推進を図ること。

エ 民業補完の観点から、貸付対象となる事業の政策上の重要性を勘案しつつ、民間金融機関による融資の促進策等、民間資金の一層の活用を図る方策を検討し、段階的に導入すること。

#### (2) 業務の質の向上に関する事項

ア 審査業務の迅速化により、特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの年平均所要期間を、中期目標期間中に福祉貸付については4か月以内に、医療貸付については3か月以内に短縮すること。

イ 貸付契約締結後の資金交付については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、請求後20営業日以内に行うこと。

ウ 借入申込み書類の簡素合理化等により、利用者の事務手続き負担の軽減を図ること。

エ 相談窓口の体制整備や受託金融機関への業務指導の徹底により、契約前の利用者サービスの向上を図ること。

## 2 福祉医療経営指導事業

福祉医療経営指導事業（集団経営指導（セミナー）、個別経営診断及び開業医承継支援事業）については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。

### （1）業務運営の効率化に関する事項

ア 集団経営指導については、開催方法の工夫等による効率化や適正な受講料の設定に努めること。

イ 個別経営診断については、実地調査を伴うもの及び償還の緩和申請や経営安定化資金の融資申請に義務付けられているものを除き、事務処理の迅速化により、申込書の受理日から報告書の提示までの期間を中期目標期間の平均で60日以内に短縮すること。

### （2）業務の質の向上に関する事項

ア 経営指導業務の質の向上を図るため、担当部門の調査研究能力の充実強化に努めること。

イ 集団経営指導については、セミナー利用者の受講機会を確保するため、中期目標期間の平均で遅くとも実施2か月前までに開催内容を告知すること。

また、中期目標期間中においては、国の政策、方針により受講対象者が変動する法人・施設開設者向けのセミナーを除き、中期目標期間中の延べ受講者数を、9,600人以上とすること。

ウ 個別経営診断については、社会福祉や医療の制度変更、経営環境の変化等による経営者のニーズを的確に把握し経営診断の対象拡大又は診断手法の確立を行うこと。

エ 開業医承継支援事業について中期目標期間中における紹介件数の総数を135件以上とするとともに、譲渡希望及び開業希望の登録後のフォローアップ・サービスを充実強化すること。

## 3 長寿・子育て・障害者基金事業

長寿・子育て・障害者基金事業については、国から出資を受けた長寿・子育て・障害者基金の運用益を用いて、独創的・先駆的な活動など民間の創意工夫を活かしたボ

ランティア団体等における自発的な福祉活動に対し、次に掲げる方針の下で、効果的に資金助成を行うことにより、多様な福祉ニーズに対応できる社会環境の醸成に努めること。

- ① 国における社会福祉施策の推進とあいまって、高齢者・障害者の在宅福祉と生きがい・健康づくり、子育て支援、障害者の社会参加等、社会福祉の振興を図ること。

その際、助成団体としての専門性・自主性を発揮して、民間福祉活動の推進が必要な分野に資金助成が適切に行われるように配慮すること。

その中で、専門的助成団体として、地域における独創的・先駆的事業への助成について、国の政策の動向や事業評価の結果も踏まえ、毎年度4分野以上重点助成分野を設け、優先的に助成を行うこと。

- ② 全国的な活動から地域の実情に即したきめ細かな活動、あるいは独創的・先駆的な活動など、多種多様に展開される民間福祉活動に幅広く対応することとする

このため、中期目標期間内において、地域における特定非営利活動法人等による活動の育成・支援に特に留意すること。

- ③ 整理合理化計画に基づき、助成した事業の事後評価の実施、評価結果を反映した資源配分を実施すること。

このため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。

#### (1) 業務運営の効率化に関する事項

ア 基金の運用については、安全かつ確実な方法による運用を基本としながらも可能な限り運用効率を高めるよう努めること。

イ 助成金の交付申請の受理から交付決定までの所要期間について、事務処理の効率化を図り、申請内容の不備などを除き、中期目標期間最終年度において平均で30日以内で処理するよう努めるものとする。

#### (2) 業務の質の向上に関する事項

ア 助成の仕組みや手続が国民に理解しやすく利用しやすいものとなるように、その見直しを進め、手続の簡素合理化、相談対応や広報の充実を図ることにより、活動団体の応募機会の確保及び便宜に努めること。

イ 助成事業の事後評価を徹底し、その成果を、助成事業採択や基金事業運営の改善、助成団体への指導助言に活かしていくとともに、評価の高い助成事例については、広く周知を図ることにより、民間団体の活動の推進に資するとともに、有望な助成案件の把握に努めること。

ウ 助成先の団体や、他の資金助成を行う団体などと積極的に情報交換・意見交換を行うとともに、基金による資金助成が真に必要な分野についての調査研究に努めること。

#### 4 退職手当共済事業

退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、以下の点に留意してその適正な実施に努めること。

##### 業務の質の向上に関する事項

ア 退職手当金の給付事務の効率化により、請求書の受付から給付までの平均所要期間を中期目標期間中に75日以内に短縮すること。

イ 提出書類の簡素化等により、利用者の手続き面での負担の軽減に努めること。

ウ 業務委託先への業務指導を徹底することにより、窓口相談、届出受理の機能強化を図ること。

#### 5 心身障害者扶養保険事業

心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度（以下「扶養共済制度」という。）によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。

また、扶養保険事業の財務状況について、加入者等に対し定期的に公表すること。

なお、中期目標期間の出来るだけ早い時期に事業が見直されるものとする。

##### (1) 業務運営の効率化に関する事項

扶養保険資金の運用については、市場動向を考慮し、中期目標期間中において、安全性を重視した運用に努めること。

##### (2) 業務の質の向上に関する事項

心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るため、扶養共済制度を運営する地方公共団体と相互の事務処理が適切になされるように連携を図ること。

#### 6 福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET事業）

WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、行政機関や福祉保健医療に係る民間団体に対して全国規模での共通の基盤を提供することにより情報交換の推進を支援し、併せて福祉・介護及び保健医療サービスの利用者に対する提供情報の拡充を目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。

##### (1) 業務運営の効率化に関する事項

福祉及び保健医療情報の利用者ニーズに対応するため、効率的な情報提供基盤の整備及び活用に努めること。



(2) 業務の質の向上に関する事項

ア 福祉及び保健医療情報の総合的な情報窓口として、網羅的かつ速やかな情報提供と内容の充実に努めること。

イ 利用者の利便性の向上を図るとともに、WAM NETの利用促進策を積極的に講じ、中期目標期間中に年間アクセス件数700万件以上、利用機関登録数5万件以上を達成すること。

ウ 情報更新や内容確認の頻度を高めることにより、提供情報が正確で最新の内容となるよう努めること。

7 年金担保貸付事業

年金担保貸付事業については、公的年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置として低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努めること。

また、業務運営に当たっては、利用者の利便性に配慮するとともに、年金受給者にとって無理のない返済となるよう配慮した運用に努めること。

(1) 業務運営の効率化に関する事項

年金担保貸付事業における業務運営コストを分析し、その増加を抑制するとともに、貸付金利の水準に適切に反映することにより、安定的で効率的な業務運営に努めること。

(2) 業務の質の向上に関する事項

ア 年金担保貸付制度の周知を図るとともに、受託金融機関の窓口等における利用者への適切な対応に努めること。

イ 事務処理方法の見直し等により、借入申込みから貸付実行までの期間を、平成15年度(概ね4週間)に対し、1週間(事務処理日数5日)短縮することを目指すこと。

第4 財務内容の改善に関する事項

通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する目標は、次のとおりとする。

1 運営費交付金以外の収入の確保

運営費交付金を充当して行う事業については、それぞれの事業目的を損なわない範囲で、利用者負担その他の自己収入を確保することに努めること。

2 貸付原資についての自己資金調達の拡大

福祉医療貸付事業及び年金担保貸付事業において、財投機関債の発行等自己資金調達の拡大に努めること。

### 3 貸付事業におけるリスク管理の徹底

#### (1) リスク管理債権の適切な処理

福祉医療貸付事業については、審査業務におけるリスク把握手法の改善を図るとともに、債権管理業務における貸付先のフォローアップやリスク債権の管理の徹底、債権の保全方法の改善等を図ることにより、貸付残高に対するリスク管理債権の額の比率が中期目標期間中2.0%を上回らないように努めること。

年金担保貸付事業については、信用保証制度等を活用することにより、貸倒れリスクの抑制に努めること。

#### (2) 適切な資産負債管理（ALM）の実施

福祉医療貸付の原資についての自己資金調達拡大による金利リスクの拡大が予測されるなか、健全な財務構造を維持するため、ALM（資産負債管理）システムを活用して、調達や運用のポートフォリオを設定すること。

### 第5 その他業務運営に関する重要事項

通則法第29条第2項第5号のその他業務運営に関する重要目標は、次のとおりとする。

#### 人事に関する事項

職員の専門性を高め、その勤務成績を考慮した人事評価を実施するとともに、業務の量・質に対応した適正な人員配置を行うこと。

## 独立行政法人福祉医療機構中期計画

独立行政法人福祉医療機構は、国の政策と連携した福祉医療分野の事業等を通じ、国民に信頼される総合的支援機関となることを目指して、適切な業務運営に努めることとする。

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第1項の規定に基づき、平成15年10月1日付けをもって厚生労働大臣から指示のあった独立行政法人福祉医療機構中期目標を達成するため、同法第30条の規定に基づき、次のとおり、独立行政法人福祉医療機構中期計画を作成する。

平成15年10月 1日

独立行政法人福祉医療機構

理事長 山口 剛彦

### 第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

機構に期待される社会的使命を効率性、有効性を持って果たしていくために、独立行政法人化を経営改革の好機ととらえ、第一期中期目標期間を独立行政法人にふさわしい経営基盤の確立期と位置づけ、可能な限り民間の経営手法を取り入れることを目指して、次のような機構の事業全般にわたる共通の取組みを実施することとする。

- (1) 継続的な業務の質の向上・業務改善を推進するための業務管理の仕組みであるISO9001を中期目標期間中に認証取得する。
- (2) 職員の努力を適正に評価し、組織目標を効率的かつ効果的に達成する手段として人事評価制度を導入する。
- (3) 経営管理を担う経営企画会議（仮称）を設置するなどトップマネジメントを強力に補佐する体制を確立するとともに、事業運営の効果を高めるための企画調査部門を強化する。
- (4) 事業部門ごとに業務目標を設定し、業務処理の進行管理を行うことにより、計画的な業務管理を実施する。また、業務管理手法の高度化を図るため、中期目標期間中に、業務別のコストを適切に把握するための管理会計の仕組みの導入計画を策定し、段階的な導入を目指す。
- (5) 業務運営におけるリスク管理の徹底を図るため、リスク管理委員会（仮称）を設置するなど機構業務全般にわたる仕組みを段階的に導入する。その際、業務委託先や助成先に対する監査業務の成果を業務上の問題点把握に役立て機構業務全般にわたる恒常的なリスク管理に活用する。

さらに、福祉医療貸付事業については、審査業務におけるリスク把握手法の改善

を図るとともに、債権管理業務における貸付先のフォローアップやリスク債権の管理の徹底、債権の保全方法の改善等を図ることにより、貸付残高に対するリスク管理債権の額の比率が中期目標期間中2.0%を上回らないように努める。

- (6) 福祉医療貸付の原資についての自己資金調達拡大による金利リスクの拡大が予測されるなか、健全な財務構造を維持するため、ALM（資産負債管理）システムを活用する。そのうえで、市場動向を見極めながら、次のような方策を選択し、適用する。

- ① 調達市場の金利動向を見極めながら、金利リスクを最小化するための財投機関債の発行期間を検討する。
- ② 調達の状況を反映した貸付条件の改定等を行う。
- ③ 貸付の動向を踏まえた長期借入金と自己資金調達の割合をコントロールする。

また、調達に関しリスクヘッジを行う金融商品や資産担保証券（ABS）の活用可能性を調査・研究する。

- (7) 電子政府化については、政府及び厚生労働省の電子政府構築計画における独立行政法人の在り方に即し、各事業の業務の整理・合理化を踏まえ、適切に対応する。

- (8) 一般管理費、福祉保健医療情報サービス事業費等の経費については、効率的な利用に努め、平成16年度に追加される労災年金担保貸付事業にかかる部分を除き、中期目標の期間の最終の事業年度において、平成14年度と比べて13%程度の節減額を見込んだ中期計画の予算を作成する。

また、福祉医療貸付事業費については、中期目標の期間の最終の事業年度において、平成14年度と比べて5%程度の削減額を見込んだ中期計画の予算を作成する。この場合、社会経済情勢の変化等を踏まえた、政策的要請や金融情勢の変化による影響を考慮する。

- (9) 利用希望者の利便性を向上させるため、各種事業における利用手続き、利用対象者、利用条件その他事業利用に当たって必要な情報を、ホームページ等を積極的に活用して迅速かつ正確に提供する。また、利用者対応の迅速化、利用者の利便性の向上に資するため、顧客情報の総合化を、各事業の横断的な連携を踏まえ、段階的に推進する。

## 第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

独立行政法人通則法第30条第2項第2号の業務運営の効率化に関する目標及び同項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標のうち、事業毎に掲げるものは、次のとおりとする。

### 1 福祉医療貸付事業

福祉医療貸付事業については、国の福祉政策及び医療政策に即して民間の社会福祉施設、医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下

の点に特に留意してその適正な実施に努める。

また、特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月19日閣議決定。以下「整理合理化計画」という。）に基づき、貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、引き続き適切に実施するとともに、病院等融資については、中期目標期間中も「民間でできるものは、できるだけ民間に委ねる」という原則の下に、融資対象事業を医療政策上真に必要なものに限った上で、コストに応じた金利設定の導入を検討し、段階的に実施する。

**(1) 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置**

ア 国の政策と密接に連携し、ゴールドプラン21、新エンゼルプラン、新障害者プラン等に基づく介護、子育て支援、障害者の社会参加等の基盤整備を推進するとともに、医療制度改革に対応し医療施設の質的向上と効率化を推進することにより、福祉及び医療の政策目標の推進に積極的に貢献する。また、国の要請に基づき、災害、民間金融機関の貸し渋り等への緊急措置等に臨機応変に対応する。

こうした政策融資の果たすべき役割を踏まえつつ、政策優先度に応じて重点化した融資メニューや合理的な金利体系への改善を図ることにより費用対効果を高めていく。

イ 政策融資としての機能を毎年点検し、政策優先度が低下したものに対しては、貸付対象、貸付条件、貸付形態等を見直す。

こうした事業の効率化を進めることにより、政策の変更、緊急措置等やむを得ない事情によるものの外、新規契約分の利差額に関する中期目標を達成する。

ウ 事業の計画的な推進を図るため、国の政策動向や国庫補助整備状況を勘案し、利用者に対する定期調査を行うことにより中長期の需要動向の事前予測に努める。なお、福祉貸付については、国庫補助対象事業による整備動向を把握し、3プラン等重点分野に対し優先的に貸し付ける。

エ 民業補完の観点から他の政策金融の例も参考にしつつ、民間金融機関との協調融資のあり方等を適宜検討し、中期目標期間中に民間資金の一層の活用を促す仕組みに改善する。

**(2) 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置**

ア 相談・審査体制の強化、審査方針の見直し、事務の合理化等により審査業務の迅速化を進め、審査期間に関する中期目標を達成する。

イ 資金交付業務の迅速化を図ることにより、資金交付時期に関する中期目標を達成する。

ウ 利用者の事務手続負担の軽減を図るため、借入申込み書類を簡素合理化する。

エ 契約前の利用者サービスを向上させるため、相談窓口の体制を充実するとともに、受託金融機関への業務の指導を強化する。

## 2 福祉医療経営指導事業

福祉医療経営指導事業（集団経営指導（セミナー）、個別経営診断及び開業医承継支援事業）については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

### (1) 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 集団経営指導については、適正な受講料を設定するとともに、必要に応じ開催経費等の見直しを行うなど効率化を図りながら、最低限実費相当経費を自己収入で賄う。

また、地方における福祉・医療両経営セミナーの同時期、同一場所での開催等を含め、開催の時期、場所等を工夫することにより、効率的な開催・運営を行う。

イ 個別経営診断については、必要に応じ経営診断・指導マニュアルの見直し等を行って事務処理の迅速化を図ることにより、所要日数に関する中期目標を達成するとともに、最低限実費相当経費を自己収入で賄う。

### (2) 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 経営指導業務の質の向上を図るため、調査研究能力の充実強化のための体制づくりを行うとともに、担当職員の資質向上を図る。また、調査研究の成果のうち施設経営の参考指標については、その対象施設の種類を中期目標期間中に4種類以上に増加させる。

イ 集団経営指導については、セミナーの開催の時期、場所、回数、内容等に係る関係者との調整を迅速に行うとともに、開催告知内容等を工夫し、事前告知に関する中期目標を達成する。

また、アンケート調査の実施により受講希望者のニーズの把握に努め、開催の時期、場所、回数、内容等を工夫し、セミナーを毎年17回程度開催することにより、受講者数に関する中期目標を達成するとともに、アンケート調査における受講者の満足度指標を65ポイント以上にする。

ウ 個別経営診断については、関係団体のセミナーで個別経営診断事業をPRする等、事業の広報宣伝を充実強化することにより、中期目標期間中の延べ診断件数を150件以上とする。また、利用者ニーズに対応して診断手法の改善に努めるとともに、支援費対象施設を経営診断対象に追加するため、経営指標の策定、診断手法の確立等に関する年次計画に基づき、段階的に導入する。

エ 開業医承継支援事業については、雑誌広告や地区医師会等に対するポスター掲示依頼など広報宣伝を充実強化することにより、紹介件数に関する中期目標を達成する。また、登録者のニーズに対応し、インターネットを通じた情報提供等を行うことにより、フォローアップ・サービスの充実強化に努める。

### 3 長寿・子育て・障害者基金事業

長寿・子育て・障害者基金事業（以下「基金事業」という。）においては、国から出資を受けた長寿・子育て・障害者基金の運用益を用いて、独創的・先駆的な活動など民間の創意工夫を活かしたボランティア団体等における自発的な福祉活動に対し、次に掲げる方針により本中期目標期間内における基金事業を実施し、効果的に資金助成を行うことにより、多様な福祉ニーズに対応できる社会環境の醸成に努めることとする。

- ① 長寿社会福祉基金、高齢者・障害者福祉基金、子育て支援基金及び障害者スポーツ支援基金の4基金により、高齢者・障害者の在宅福祉と生きがい・健康づくり、子育て支援、障害者の社会参加等様々な民間福祉活動からの資金助成ニーズに対応していく。

なお、この場合、次の点に留意する。

- a 各基金の助成分野に跨る活動や従来の枠を超えた新しい活動に対しても助成対象としていくよう努める。
  - b 民間福祉活動の専門的助成団体としての戦略的視点に立ち、事業評価の結果も踏まえ、地域における特定非営利活動法人などによる民間福祉活動の育成・支援の観点から、重点的助成分野を設定するなど、特に必要な分野に適切かつ重点的に助成を実施していく方策を検討し、可能なものから実施することにより、重点分野に関する中期目標を達成する。
  - c 民間福祉活動育成という趣旨に鑑み、地域における独創的・先駆的事业及び地域の実情に即したきめ細かな事業については、事業継続の能力及び意向の確認を重視した審査を行うことにより、中期目標期間内において、平均して80%以上の助成団体において助成終了後も事業が継続されるようにするものとする。
- ② 全国的な活動、地域におけるきめ細かな活動、そして独創的・先駆的活動のそれぞれへの助成の募集及び選定の方針及び方法につき、適宜見直しを行い、多様なニーズに適切に対応できる助成となるよう努め、助成のうち70%以上は、地域において特定非営利活動法人等が実施する独創的・先駆的事业や地域の実情に即したきめ細かな事業に助成するものとする。
  - ③ 全助成事業を対象として事後評価を実施し、その成果を、事業の採択及び基金事業運営の改善に活かしていくことにより、評価結果を反映した資源配分を実施する。

このため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めることとする。

#### (1) 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

- ア 以下の措置を講じることにより、中期目標期間における助成が効率的かつ安定的なものとなるよう努める。

- (ア) 本中期目標期間内の各年度における各基金の運用益、助成額等について、一定の前提の下に中期助成計画を策定し、金融情勢の変動を踏まえ、定期的にその見直しを行う。
- (イ) 安全かつ確実な方法による運用を基本としながらも、経済情勢や市場状況に関する情報を不断に把握し、適切な運用資産及び金融機関の選択に努めることにより可能な限り運用効率を高める。

イ 助成金の交付申請の受理から交付決定までの所要期間について、事務の合理化等により、毎年度計画的に縮減に努め、所要期間に関する中期目標を達成する。

## (2) 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 助成の仕組みや手続が国民に理解しやすく利用しやすいものとなるよう、次の措置を講じる。

- (ア) 助成の募集の広報を幅広く積極的に行い、周知を図るとともに、様々な相談に対応する。このため、募集要領を募集締め切りの2か月前までにホームページなどで公開する。
- (イ) 助成の応募などの手続について電子申請の実現に向けて準備を進める。

イ 助成事業の選定及び事後評価について、外部有識者の委員会を設けて一体的に審議するとともに、以下の措置を講じる。

- (ア) 助成事業の選定にあたっては、客観性及び透明性を確保するため、次の措置を講じる。
  - ・ 助成については、原則として単年度限りとし、全国的規模の事業については、事業の内容によっては3年間まで継続を認めるが、毎年度の事業終了後に行う事業評価の結果によっては打ち切る。
  - ・ 上記委員会において、審査及び選定の方針を定め、それに基づき選定を行う。
  - ・ 採択した事業については、毎年1回4月下旬までにホームページや広報誌などで公開する。
- (イ) 助成事業の事後評価については、適切に評価を行うため、次の措置を講じる。
  - ・ 事後評価は、助成先団体が行う自己評価並びに上記委員会及び事務局が行う総合評価により行う。
  - ・ 評価結果については、ホームページ、広報誌などで公開する。また、評価結果の公表にあたっては、特に評価の高い事業を、毎年度平均20事業以上選出し特に明記するとともに、年2回以上の各地での事業報告会、年4回発行する広報誌等で紹介し、広く周知を図る。
  - ・ 職員の専門性を高めるとともに、評価の専門家を確保することにより、助成団体の事業実施に対する確かな指導助言ができるように努める。

ウ 多様なニーズを踏まえた助成事業の運営を可能とするため、次の措置を講じる。

- (ア) 助成先の団体との意見交換により民間福祉団体のニーズを把握するとともに、他の大手の民間資金助成団体との間で、基金事業における事業の実施・評価の情報提供等、情報交換・意見交換を年2回以上行うことにより、各民間資金助成団体との事業実施ノウハウの共有化、助成の効率化に資する。



(イ) 我が国の福祉施策や地域福祉の動向、さらには本基金の果たしている役割、助成事業の社会的波及効果等について調査研究を行い、今後の基金助成の方向について検討する。

#### 4 退職手当共済事業

退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、以下の点に留意してその適正な実施に努める。

業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 退職手当金支給に係る事務処理の効率化を図るとともに、掛金等の給付財源が早期に確保できるよう必要な措置を講ずることによって、請求書の受付から給付までの平均所要期間に関する中期目標を達成する。

イ 提出書類の簡素化、提出書類の作成支援を進めることにより、利用者の手続き面での負担を軽減する。

ウ 年次計画を定め、順次業務委託先を通じて、共済契約者の事務担当者に対する実務者研修を実施することとし、研修会開催が困難な業務委託先には、現地における事務指導を行う機会を設けるなど全都道府県において共済契約者の事務担当者研修の機会を提供する。

#### 5 心身障害者扶養保険事業

心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度（以下「扶養共済制度」という。）によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

また、扶養保険事業の財務状況について、加入者等に対し定期的に公表する。

##### (1) 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

扶養保険資金については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、厚生労働大臣の認可を受けた金銭信託契約の内容及び、市場動向を考慮し、安全性を重視した運用を行う。また、運用の適正な実施を確保するため、共同受託者に対し定期的な運用成績等の報告を求めるとともに上記方針等に従って適切に指導を行う。

##### (2) 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るため、扶養共済制度を運営する地方公共団体と相互の事務処理が適切になされるよう連携を図るため、事務担当者会議（年間2か所）を開催する。

## 6 福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET事業）

WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、行政機関や福祉保健医療に関係する民間団体に対して全国規模での共通の基盤を提供することにより情報交換の推進を支援し、併せて福祉・介護及び保健医療サービスの利用者に対する提供情報を拡充することを目的とし、

- ・ 平成12年度の介護保険制度の施行に際しては、指定事業者データの蓄積及び利用者への情報提供
- ・ 平成13年度の福祉サービスの第三者評価事業の導入に当たっては、第三者評価機関及び受審済事業者の評価結果の情報提供
- ・ 平成15年度の障害者支援費制度の導入に当たっては、指定事業者データベースの構築及び利用者への情報提供
- ・ その他、社会福祉法人等の情報提供システムやデータベースの構築

等、国の施策を支援するための事業を展開してきたところであるが、今後、事業の運営に当たっては、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

### （1）業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア WAM NET事業の運営に当たっては、事業の効率的な運用及び管理のために必要な機器等基盤の整備に努める。

イ 支援費事業者情報システム等については、行政機関や関係団体がWAM NETに直接入力することにより、情報の蓄積、活用が同時に行えるという特性を活かし、情報収集の効率化や利便性の向上を図っているところであるが、今後は、他の事業についてもこのような特性を適用していく。

ウ 福祉及び保健医療分野において多様で多数の利用者が存在するというメリットやセキュリティの高いイントラネットの環境を活かし、他の機関の事務事業について、その執行の便宜性、効率性の観点からWAM NETの基盤を利活用することが有効と判断されるものについて、本事業の目的を損なわない範囲で委託を受け入れること等により収入の確保を目指す。

### （2）業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 従来福祉介護分野にとどまらず保健医療分野に至る国の施策に対する支援を基本としつつ、他の機関のホームページ等とリンクを拡張することにより、福祉及び保健医療を網羅する情報の充実に努め、

- ・ 今後の医療制度改革に伴う医療機関の情報開示の一環として、行政機関情報の有効利用等による医療機関情報の提供
- ・ 利用者の健康管理のための保健医療情報とリンクすることにより、時宜を得た迅速な情報提供

などにより、利用者の利便性の向上を図っていく。

イ WAM NET利用機関の中からモニターを抽出し、操作性、コンテンツなどについてのアンケート調査を定期的実施、意見聴取することにより、操作性の向上及びコンテンツの整備充実を図り、情報利用者の満足度を高め、利用者の拡大に繋げる。

ウ 利用者の利便性の向上を図るとともに、WAM NETの利用の促進を図るため、次の措置を講ずることにより、年間アクセス件数及び利用機関登録数に関する中期目標を達成する。

- ・ 医療貸付事業における利用者に対し利活用を勧めることにより、保健医療分野における利用機関登録の促進を図る。
- ・ 利用頻度の低い地方を中心に利用機関等を対象とした活用講習会を年2回以上開催する。
- ・ WAM NETのコンテンツの充実について審議を行う学識経験者で構成する委員会を年1回開催し、幅広い分野での利用を可能とする。

エ 情報の改定に併せて情報更新や内容確認を行うほか、利用頻度の高い基本情報は月1回、その他全データについては年1回、情報の正確性、最新性についての検証作業を行う。

## 7 年金担保貸付事業

年金担保貸付事業については、公的年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置として低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努める。

また、業務運営に当たっては、利用者の利便性に配慮するとともに、年金受給者にとって無理のない返済となるよう配慮した運用に努めることとする。

### (1) 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

年金担保貸付事業における業務運営コストを分析し、その増加を抑制するとともに、貸付金利の水準に適切に反映することにより、安定的で効率的な業務運営に努める。

### (2) 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 悪質な貸金業者が年金証書等を預かり高金利で融資を行う問題についての国の注意喚起とあいまって、リーフレット等により、年金担保貸付制度の周知を図る。

また、受託金融機関事務打ち合せ会議を年4回以上開催し受託金融機関に対する指導を強化する。

イ 事務処理方法の見直し及び電算処理システムの改善等を行うことにより、借入申込みから貸付実行までの事務処理期間の短縮に関する中期目標を達成する。

## 第3 予算、収支計画及び資金計画

### 1 予算

別紙1のとおり

2 収支計画  
別紙2のとおり

3 資金計画  
別紙3のとおり

#### 第4 短期借入金の限度額

1 限度額  
127,700百万円

#### 2 想定される理由

- 1) 運営費交付金の受入れの遅延等による資金不足に対応するため。
- 2) 一般勘定及び年金担保貸付勘定において、貸付原資の調達遅延等による貸付金の資金不足に対応するため。
- 3) 共済勘定において、退職者の増加等による給付費の資金不足に対応するため。
- 4) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。

第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画  
なし

#### 第6 剰余金の使途

- ・ 全勘定に共通する事項  
業務改善にかかる支出のための原資  
職員の資質向上のための研修等の財源
- ・ 長寿・子育て・障害者基金勘定に係る事項  
剰余金が生じた年度の翌年度以降の助成の業務の財源

#### 第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

独立行政法人福祉医療機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成15年厚生労働省令第148号）第4条の業務運営に関する事項は、次のとおりとする。

#### 1 職員の人事に関する計画

##### (1) 方針

- ① 職員の努力を適正に評価し、組織目標を効率的かつ効果的に達成するための人事評価制度を構築すること。
- ② 有為な人材の育成や能力の開発を行うための研修を実施すること。
- ③ 業務処理方法の改善を図り、業務の量・質に対応した、より適正な人員配置を行うこと。

(2) 人員に係る指標

期末の常勤職員数を期初の100%以内とする。

(参考1)

期初の常勤職員数 264人

(参考2)

中期目標期間中の人件費総額見込み 9,754百万円

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び時間外勤務手当に相当する範囲の費用である。

2 施設及び設備に関する計画

なし

3 積立金の処分に関する事項

なし

予算

別紙 1

中期計画(平成15年度～平成19年度)の予算

(単位:百万円)

区 別	金 額					
	一般勘定	長寿・子育て・障害者基金勘定	共済勘定	保険勘定	年金担保貸付勘定	計
収入						
運営費交付金	18,490		2,791	492	1,159	22,933
国庫補助金						
給付費補助金			100,836			100,836
利子補給金	64,747					64,747
福祉医療貸付事業収入						
福祉医療貸付金利息	296,788					296,788
経営指導事業収入	127					127
基金事業運用収入		18,925				18,925
退職手当共済事業収入			229,253			229,253
掛金			120,359			120,359
都道府県補助金			105,963			105,963
退職手当給付費支払資金戻入			2,923			2,923
給付費支払資金運用等収入			9			9
心身障害者扶養保険事業収入				141,673		141,673
保険料収入				41,959		41,959
保険金				54,439		54,439
特別給付金				322		322
弔慰金				1		1
信託運用収入				521		521
扶養保険資金戻入				44,432		44,432
年金担保貸付事業収入						
年金担保貸付金利息					17,648	17,648
利息収入	29	1			11	40
雑収入	109	7	6	2	3	126
計	380,291	18,933	332,886	142,167	18,821	893,098
支出						
福祉医療貸付事業費	353,760					353,760
支払利息	344,158					344,158
業務委託費	966					966
債券発行諸費	531					531
貸付回収金充当費	8,106					8,106
社会福祉事業振興事業費		16,806				16,806
退職手当共済事業費			330,089			330,089
退職手当給付金			323,800			323,800
退職手当給付費支払資金繰入			6,289			6,289
心身障害者扶養保険事業費				141,673		141,673
支払保険料				41,959		41,959
年金給付保険金				44,432		44,432
弔慰金給付保険金				322		322
特別弔慰金給付金				1		1
扶養保険資金繰入				54,960		54,960
年金担保貸付事業費					17,115	17,115
支払利息					8,574	8,574
業務委託費					7,807	7,807
債券発行諸費					733	733
業務経費	6,029	430	1,396	109	433	8,397
福祉医療貸付業務経費	1,187					1,187
経営指導業務経費	258					258
福祉保健医療情報サービス業務経費	4,584					4,584
社会福祉事業振興業務経費		430				430
退職手当共済業務経費			1,396			1,396
心身障害者扶養保険業務経費				109		109
年金担保貸付業務経費					433	433
一般管理費	3,138	465	364	84	189	4,241
人件費	9,109	1,228	1,037	300	552	12,226
計	372,037	18,929	332,886	142,167	18,288	884,306

(注) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

[人件費の見積り]

期間中総額9,754百万円を支出する。

但し、上記の金額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び時間外勤務手当に相当する範囲の費用である。

[運営費交付金の算定ルール]

1. 平成15年度及び平成16年度については業務に必要な経費を個別に積上げ算出する。
2. 平成17年度以降については、運営費交付金を財源とする勘定について、一括して次の算定方法を用い算出する。

$$\text{運営費交付金} = (\text{人件費} + \text{経費} - \text{自己収入額}) \times \alpha$$

α: 効率化係数(毎年度の係数については予算編成時に具体的な数値を定める。)

$$\text{人件費} = A \times \beta \times \gamma + \text{退職手当}$$

A: 直前の年度における基本給等(基本給+諸手当+時間外手当)+公務災害補償費+雇用保険料+労災保険料+健康保険料負担金+厚生年金保険料負担金+厚生年金基金掛金負担金+国家公務員等共済組合長期給付負担金+児童手当拠出金

β: 昇給原資率(毎年度の係数については予算編成時に具体的な数値を定める。)

γ: 給与改定率(毎年度の係数については予算編成時に具体的な数値を定める。)

退職手当の金額は、毎年度の予算編成時に必要額を算出する。

退職一時金及び厚生年金基金の積立不足解消のための掛金を含む厚生年金基金への払い込み掛金の財源は、長寿・子育て・障害者基金勘定を除き、運営費交付金によって措置されるものとする。

$$\text{経費} = (\text{業務経費} + \text{一般管理費}) \times \delta + \text{減価償却費}$$

δ: 消費者物価指数(毎年度の係数については予算編成時に具体的な数値を定める。)

減価償却費は、財源措置の対象となっている減価償却費相当額とする。

$$\text{自己収入} = \text{経営指導事業収入} + \text{雑収入等}$$

[注 記]

前提ルール

- ・昇給原資率(β)、給与改定率(γ)及び消費者物価指数(δ)の伸び率を0として推定。
  - ・効率化係数(α)は、特殊法人時の最終年度(平成14年度)における運営費交付金対象見合い経費に対し、中期計画最終年度(平成19年度)が13%の削減になるよう、各事業年度毎に具体的な数値を定める。
- 中期計画予算においては、平成16年度に対し以下の数値を仮置きし算定する。

	平成17年度	平成18年度	平成19年度
勘定全体	0.9664	0.9653	0.9673
一般勘定	0.9656	0.9641	0.9669
共済勘定	各年度 0.9719		
保険勘定	各年度 0.9646		
年金担保貸付勘定	各年度 0.9682		

収支計画  
平成15年度～平成19年度の収支計画

別紙2

(単位:百万円)

区 別	金 額					計
	一般勘定	長寿・子育て・障害者基金勘定	共済勘定	保険勘定	年金担保貸付勘定	
費用の部	381,100	18,933	327,753	97,851	19,067	844,705
経常費用	380,917	18,933	321,464	87,207	19,067	827,589
福祉医療貸付業務費	363,063					363,063
借入金利息	344,120					344,120
債券利息	6,369					6,369
債券発行諸費	531					531
債券発行差金償却	22					22
業務委託費	962					962
貸付回収金充当費	8,106					8,106
福祉医療貸付業務経費	1,187					1,187
貸倒引当金繰入	1,767					1,767
経営指導業務費						
経営指導業務経費	258					258
福祉保健医療情報サービス業務費						
福祉保健医療情報サービス業務経費	4,584					4,584
社会福祉事業振興業務費		17,236				17,236
社会福祉事業振興事業費		16,806				16,806
社会福祉事業振興業務経費		430				430
退職手当共済業務費			320,063			320,063
退職手当給付金			318,668			318,668
退職手当共済業務経費			1,396			1,396
心身障害者扶養保険業務費				86,823		86,823
支払保険料				41,959		41,959
年金給付金				44,755		44,755
心身障害者扶養保険業務経費				109		109
年金担保貸付業務費					18,319	18,319
借入金利息					5,191	5,191
債券利息					3,932	3,932
債券発行諸費					733	733
債券発行差金償却					8	8
業務委託費					7,945	7,945
年金担保貸付業務経費					433	433
貸倒引当金繰入					77	77
一般管理費	3,138	465	364	84	189	4,241
減価償却費	764	4			7	776
人件費	9,109	1,228	1,037	300	552	12,226
財務費用						
借入金利息				0		0
臨時損失	183		6,289	10,644		17,116
固定資産除却損	183					183
退職手当給付費支払資金繰入			6,289			6,289
責任準備金繰入				10,644		10,644
収益の部	381,100	18,933	327,753	97,851	19,067	844,705
運営費交付金収益	18,490		2,791	492	1,159	22,933
福祉医療貸付事業収入	297,129					297,129
経営指導事業収入	127					127
基金事業運用収入		18,925				18,925
退職手当共済事業収入			120,368			120,368
掛金			120,359			120,359
給付費支払資金運用等収入			9			9
心身障害者扶養保険事業収入				97,358		97,358
受取保険料				41,959		41,959
保険金				54,762		54,762
信託運用益				637		637
年金担保貸付事業収入					17,887	17,887
補助金等収益	64,747		201,666			266,413
国庫補助金収益			100,836			100,836
都道府県補助金収益			100,830			100,830
利子補給金収益	64,747					64,747
資産見返補助金等戻入	468				7	476
財務収益						
受取利息	29	1			11	40
雑益	109	7	6	2	3	126
臨時利益						
退職手当給付費支払資金戻入			2,923			2,923
純利益						
目的積立金取崩額						
総利益						

(注) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。



資金計画  
平成15年度～平成19年度の資金計画

別紙3

(単位:百万円)

区 別	金 額					
	一般勘定	長寿・子育て・障害者基金勘定	共済勘定	保険勘定	年金担保貸付	保証
資金支出	3,450,335	95,643	338,952	142,167	1,607,804	5,634,901
業務活動による支出	2,287,637	18,929	321,464	87,207	1,267,688	3,982,925
福祉医療貸付事業費	353,760					353,760
福祉医療貸付金による支出	1,915,600					1,915,600
社会福祉事業振興事業費		16,806				16,806
退職手当共済事業費			318,668			318,668
心身障害者扶養保険事業費				86,714		86,714
年金担保貸付事業費					17,115	17,115
年金担保貸付金による支出					1,249,400	1,249,400
人件費支出	9,109	1,228	1,037	300	552	12,226
経営指導業務費	258					258
その他の業務支出	8,909	896	1,760	193	621	12,379
投資活動による支出		75,188		54,960		130,147
金銭の信託の増加による支出				54,960		54,960
有価証券の取得による支出		74,400				74,400
財政融資資金預託金の増加による支出		788				788
財務活動による支出	1,161,355		5,133		336,550	1,503,037
長期借入金の返済による支出	1,106,335				261,550	1,367,885
短期借入金の返済による支出			5,133			5,133
債券の償還による支出	55,020				75,000	130,020
次期中期目標の期間への繰越金	1,343	1,527	12,355	0	3,566	18,791
資金収入	3,450,335	95,643	338,952	142,167	1,607,804	5,634,901
業務活動による収入	1,671,497	18,933	329,963	97,735	1,183,952	3,302,081
福祉医療貸付事業収入	296,788					296,788
福祉医療貸付回収金による収入	1,291,206					1,291,206
経営指導事業収入	127					127
基金事業運用収入		18,925				18,925
退職手当共済事業収入			226,331			226,331
心身障害者扶養保険事業収入				97,241		97,241
年金担保貸付事業収入					17,648	17,648
年金担保貸付回収金による収入					1,165,131	1,165,131
運営費交付金収入	18,490		2,791	492	1,159	22,933
補助金等収入	64,747		100,836			165,583
その他の業務収入	138	8	6	2	14	167
投資活動による収入		75,188		44,432		119,620
金銭の信託の減少による収入				44,432		44,432
有価証券の売却による収入		26,400				26,400
財政融資資金預託金の減少による収入		48,788				48,788
財務活動による収入	1,776,500				401,300	2,177,800
長期借入れによる収入	1,681,500				251,300	1,932,800
債券の発行による収入	95,000				150,000	245,000
前期中期目標の期間よりの繰越金	2,337	1,523	8,989	0	22,552	35,401

(注) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

[注 記]

被承継法人から承継する一切の権利及び義務に係る収入及び支出がある。

# 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

## 中期目標・中期計画

## 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園中期目標

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第1項の規定に基づき、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が達成すべき業務運営に関する目標を次のとおり定める。

平成15年10月1日

厚生労働大臣 坂 口 力

### 第1 中期目標の期間

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第29条第2項第1号の中期目標の期間は、平成15年10月1日から平成20年3月31日までの4年6か月とする。

### 第2 業務運営の効率化に関する事項

通則法第29条第2項第2号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。

#### 1 効率的な業務運営体制の確立

独立行政法人化に伴って要請される業務運営の効率化と知的障害者の支援に関する調査及び研究の充実との両立を図るため、次の目標を達成すること。

##### (1) 効率的な業務運営体制の確立

効率的かつ柔軟な組織編成を行うこと。また、職員の採用に当たっては、資質の高い人材をより広く求めることができるよう工夫すること。

##### (2) 内部進行管理の充実

業務の進行状況を組織的かつ継続的にモニタリングし、必要な措置を、適時かつ迅速に講じるための仕組みを導入し、実施すること。

##### (3) 業務運営の効率化に伴う経費節減

一般管理費及び事業費等の経費（運営費交付金を充当するもの）について、中期目標期間の最終年度（平成19年度）の額を、特殊法人の時（平成14年度）に比べて13%以上節減すること。

#### 2 効率的な施設・設備の利用

施設・設備を有効活用し、業務運営の効率化を図ること。

3 合理化の推進

外部委託の拡大などによる合理化や単純業務に係る競争入札の実施を推進すること。

第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

通則法第29条第2項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。

1 自立支援のための取組み

重度知的障害者のモデル的な処遇を行うことにより、入所者の地域への移行を積極的に推進し、入所者数を中期目標期間中において3割から4割程度縮減すること。

また、この場合、特に支援の必要度が高い入所者の地域への移行にも積極的に取り組むこと。

2 調査・研究

(1) 高齢の知的障害者、重複障害者、行動障害のある知的障害者及び医療的ケアを必要とする知的障害者等、重度知的障害者の地域への移行に向けた施設内処遇と地域生活支援体制の構築のあり方に関する調査及び研究を行うこと。

(2) 成果の積極的な普及・活用

調査及び研究の成果の普及・活用を促進するため、積極的な情報の発信を行うこと。

① インターネット等による調査及び研究成果情報の発信

調査研究の成果については、原則として当法人ホームページに掲載すること。

また、調査研究の成果の一般の同種施設等での利用を進めるため、一般誌、ニュースレター等での成果の普及を図ること。

② 講演会等の開催

調査研究の成果の一般への普及を目的とした講演会等を開催し、主要な調査研究成果の紹介を行うこと。

③ 各種研究会等を活用した普及

全国的な各種研究会、学会等への出席の機会を活用して、成果の紹介・普及に努めること。

### 3 養成・研修

知的障害者援護施設において知的障害者の支援の業務に従事する者（生活支援員又は作業指導員、保健師又は看護師）に関する養成及び研修を行うこと。

### 4 援助・助言

知的障害者援護施設の求めに応じて効果的な援助・助言を行うこと。とりわけ、重度知的障害者の地域への移行に向けた取組みに関する援助・助言を積極的に行うこと。

### 5 その他の業務

前4事項に附帯する各種の業務を行うこと。

### 6 サービス提供に関する第三者評価の実施及び評価結果の公表

サービスを適切に提供する観点から、有識者、保護者、地域代表等からなる第三者評価機関を設け、利用者の支援状況等について定期的な評価の実施と評価結果の公表を行うこと。

## 第4 財務内容の改善に関する事項

通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する事項は、次のとおりとする。

- 1 自己収入の増加に努めることにより、中期目標期間中において、総事業費に占める自己収入の比率を38%以上にすること。
- 2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施  
「第2 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。

## 第5 その他業務運営に関する重要事項

通則法第29条第2項第5号のその他業務運営に関する重要事項は、次のとおりとする。

- 1 人員の適正配置により、業務運営の効率化を図ること。
- 2 利用者の処遇の充実に図り、業務運営の効率化を推進するための人事評価システムの導入に向けて検討を行うこと。
- 3 施設整備や改修等を行う場合には、規模や経費の水準等について、入所者への適切な処遇の確保に留意しつつ、社会経済情勢を踏まえた内容とする。

# 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園中期計画

(平成15年10月1日厚生労働大臣認可)

独立行政法人通則法第29条第1項の規定に基づき、平成15年10月1日付けをもって厚生労働大臣から指示のあった独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園中期目標を達成するため、同法第30条の定めるところにより、次のとおり独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園中期計画を定める。

平成15年10月1日

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園理事長 遠藤 浩

## 第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園は、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第11条に規定する業務を効率的かつ効果的に実施するため、次に掲げる措置を講ずる。

### 1 効率的な業務運営体制の確立

#### (1) 効率的な業務運営体制の確立

##### ① 組織体制

重度知的障害者に対する自立のための支援を先導的、総合的に行うため、業務部門の統合再編を柔軟かつ重点的な職員配置により実施する。

##### ② 人事配置

職員の能力と実績を適切かつ厳格に評価した適材適所の配置とするとともに、外部の関係機関との人事交流等を実施する。

#### (2) 内部進行管理の充実

業務部門ごとに業務目標を設定し、業務処理の進行管理を行うことにより、計画的な業務管理を実施するとともに、次の仕組みを導入する。

① 業務の進行状況を把握するため、各業務部門にモニターを置き、継続的にモニタリングを行う。

② モニターと各業務部門の管理者及び役員によるモニタリング評価会議を年4回開催する。

評価会議において、各業務部門の業務の達成度を評価するとともに、評価の結果により、業務の見直しを含めた措置を講ずる。

(3) 業務運営の効率化に伴う経費節減

① 経費の節減

中期目標に基づき、運営費交付金の節減のため、人事評価の仕組みの導入や非常勤職員の積極的な活用により効率的な職員体制の構築を行うほか、給与水準の見直しに取り組む。

② 運営費交付金以外の収入の確保

利用者負担を求めることができるサービスについては、社会一般情勢を踏まえ、有償化及び対価の引き上げを図る。

2 効率的な施設・設備の利用

(1) 施設・設備について、地域の社会資源・公共財として、福祉関係者、ボランティア等の活動の場としての利用を進める。

(2) 地域の知的障害者に対する支援の充実を図るために、診療部門、治療訓練部門、作業活動部門の活用を図る。

(3) 職員宿舎等の空き室について利用者の自活訓練の場としての活用を図る。

(4) その他、敷地についても全国の知的障害者等の野外活動（療育キャンプ等）等の場として活用を図る。

3 合理化の推進

重度知的障害者という利用者の特性に十分考慮しながら、次のように外部委託の拡大などによる合理化や単純業務に係る競争入札の実施を推進する。

(1) 外部委託の拡大

中期目標期間中に、12業務以上の外部委託を実施する。

(2) 競争入札の実施

中期目標期間中に、5件以上の業務について競争入札を実施する。

第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 自立支援のための取組み

中期目標に基づき、地域移行に向けた取組みを次により実践する。

(1) 実施体制

法人内に役員及び各業務部門の管理者により構成される地域移行推進本部を

設置し、その実践組織として地域生活支援室(仮称)を設置する。

## (2) 実施計画の作成と実践

入所者一人ひとりについて次により地域移行計画を作成し、厚生労働省、関係  
地方自治体等の協力のもとに、実践する。

- ① 本人及び保護者等家族への説明と同意の確保
- ② 施設支援計画(自活訓練等の段階的移行メニュー)の作成
- ③ サービスメニュー(住まいの場と日中活動)と家計負担に基づくライフプラン  
の作成
- ④ 移行先との個別の調整を図るなど、地域生活移行に必要な条件整備を行う。

## 2 調査・研究

(1) 中期目標に基づき、地域移行に向けた調査研究及び地域生活支援の構築の  
あり方についての調査研究を次により行う。

### ① 実施体制

企画研究部門を総括部門とし、その他の業務部門(地域生活支援室を含む)の  
協力を得て行う。

### ② 調査・研究の内容

重度知的障害者の地域への移行に関する技術の開発や、事例の蓄積を行う  
ことを基本とし、次の事項に取り組む。

- ア 入所者の現状(ADL、コミュニケーション、行動障害等)の評価
- イ アを踏まえた必要な支援項目と具体的な支援内容の把握
- ウ 地域移行についての意向の把握
- エ アからウを踏まえた地域移行プログラムの作成
- オ エに基づいた移行先の環境づくり(=マネジメントの手法)

## (2) 成果の積極的な普及・活用

第2の2(1)の②で定めた調査及び研究の成果の普及・活用について、  
次により行う。

### ① インターネット等による調査及び研究成果情報の発信

調査研究の成果については、原則として当法人ホームページに掲載する  
とともに、必要に応じて関係団体等とのリンクを通じた情報の発信に  
努める。

また、全国的な利用を進めるため、一般誌、ニュースレター等での  
成果の普及を図る。

### ② 講演会等の開催

ア. 調査研究の成果の一般への普及を目的とした講演会等を開催し、  
主要な調査研究成果の紹介を行うとともに、アンケートを実施し、  
評価を得る。

イ. 関係団体の実施する講演会にプログラムの一つとして組み入れ、紹介



できるよう努める。

③ 各種研究会等への出席による普及

各種研究会、講演会、学会等への出席の機会を活用して、成果の紹介・普及に努める。

3 養成・研修

第2の2(1)の②で定めた調査及び研究の成果を踏まえた養成・研修を基本とし、次により実施する。

(1) 実施体制

企画研究部門を主管組織とし、その他の業務部門は受け入れの現場として協力をを行う。

(2) 実施計画

中期目標期間における養成・研修の対象職種と対象数を踏まえたプログラムを作成し、各年度ごとのスケジュールを作成する。

実施に当たっては、研修生に対するアンケート調査を実施し、評価を得る。

4 援助・助言

第2の2(1)の②で定めた調査及び研究の成果に関する援助・助言を積極的に行っていくための方策を検討し、実践する。

5 その他の業務

前4事項に附帯する業務として、主に次の業務を行う。

(1) 知的障害者に対する診療業務を行う。

(2) 専門学校の子生、ホームヘルパー研修受講者等の実習の受け入れを行う。

(3) 居宅の知的障害者に対する相談を行う。

6 サービス提供に関する第三者評価の実施及び評価結果の公表

サービスを適切に提供する観点から、第三者評価機関を設ける。

(1) 第三者評価機関

有識者、保護者、地域代表等から構成される評価委員会により、利用者の支援状況等について、評価の実施と評価結果の公表を行う。

(2) 実施方針

評価委員会は、原則年1回実施する。

7 電子政府化については、政府及び厚生労働省の電子政府構築計画における独立行政法人のあり方に則し、各事業の業務の整理・合理化を踏まえ、年度計画に

基づき対応する。

### 第3 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画

#### 1 予算

別紙1のとおり

#### 2 収支計画

別紙2のとおり

#### 3 資金計画

別紙3のとおり

### 第4 短期借入金の限度額

#### 1 限度額 500,000,000円

#### 2 想定される理由

- (1) 運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足に対応するため。
- (2) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給、重大な労働災害等の発生に伴う補償費の支払いなど、偶発的な出費に対応するため。

### 第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

### 第6 剰余金の使途

- 1 職員の資質の向上のための学会、研修会等への参加及び外部の関係機関との人事交流
- 2 施設・設備及び備品の補修、整備並びに備品の購入
- 3 施設入所者の個別支援計画の適切な運用や地域における支援体制づくりなどの地域移行の取組み
- 4 退職手当（依願退職等）への充当

## 第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

### 1 人事に関する計画

#### (1) 方針

障害者の地域への移行の推進とサービスの質の向上に資する新しい人事評価システムの構築に向けた検討を行い、職員の能力と実績を適切に評価した適材適所の配置により、業務運営の効率化を図る。

#### (2) 人員に係る指標

期末の常勤職員数を期初の90%とする。

##### (参考1) 職員の数

期初の常勤職員数 310名

期末の常勤職員数の見込み 279名

##### (参考2) 中期目標期間中の人件費総額

中期目標期間中の人件費総額見込み 13,145百万円

### 2 施設・設備に関する計画

なし

### 3 積立金処分に関する事項

なし

## 別紙 1

中期計画（平成15年10月～平成19年度）の予算

（単価：百万円）

区 分	金 額
(収入科目)	
運営費交付金	12,271
事業収入	7,788
うち、施設訓練等支援費収入	6,907
うち、居宅生活支援費収入	322
うち、診療収入	381
うち、実習生等受入負担金収入等	178
受託収入	0
施設整備費補助金	0
計	20,059
(支出科目)	
役員及び管理部門職員に係る人件費	1,245
うち、基本給等	1,201
うち、退職手当	44
一般管理費	513
業務経費	18,301
施設運営業務（施設訓練等支援業務）経費	14,646
うち、人件費（基本給等・退職手当）	12,065
うち、物件費	2,581
知的障害者自立支援等調査・研究費	1,265
うち、人件費（基本給等・退職手当）	1,063
うち、物件費	202
知的障害者自立支援等情報提供費	87
うち、人件費（基本給等・退職手当）	0
うち、物件費	87
知的障害者支援関係職員等養成研修費	93
うち、人件費（基本給等・退職手当）	16
うち、物件費	77
知的障害者支援関係施設援助・助言経費	88
うち、人件費（基本給等・退職手当）	88
うち、物件費	0
附帯業務経費	2,122
うち、居宅生活支援業務経費	194
うち、人件費（基本給等・退職手当）	0
うち、物件費	194
うち、診療業務経費	1,923
うち、人件費（基本給等・退職手当）	1,584
うち、物件費	339
うち、実習生等受入業務経費	5
うち、人件費（基本給等・退職手当）	0
うち、物件費	5
受託経費	0
うち、人件費（基本給等・退職手当）	0
うち、物件費	0
施設整備費	0
計	20,059

## 〔人件費の見積り〕

期間中総額13,145百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与に相当する範囲の費用である。

## 〔運営費交付金の算定ルール〕

別紙1-2参照。

[運営費交付金の算定ルール]

- 1 平成15年度については、業務の実施に要する費用を個々に見積もり算出する。
- 2 平成16年度以降については、次の算定ルールを用いる。

$$\text{運営費交付金額} = [\text{人件費} + \text{一般管理費 (A)} + \text{業務物件費 (B)}] \\ \times \alpha \times \beta + \text{特殊要因 (X)} - \text{事業収入 (Y)}$$

人件費 = (前年度人件費 (退職手当を除く))  $\times$  s + 退職手当

一般管理費 (A) = (人件費以外の前年度一般管理費)  $\times$   $\gamma$

業務物件費 (B) = (人件費以外の前年度業務経費)  $\times$   $\gamma$

特殊要因 (X) = 運営費交付金算定ルールに影響を与える規模の経費であ  
って毎年度の予算編成過程において決定

事業収入 (Y) = (運営費交付金を財源として実施する事務・事業から生じ  
るであろう事業収入の見積り額)  $\times$  y

$\alpha$  : 効率化係数

$\beta$  : 政策係数

$\gamma$  : 消費者物価指数

s : 人件費調整係数

y : 事業収入調整係数

(注1) 上記により算出した人件費については、「役員及び管理部門職員に係る人件費」と「各業務経費」の区分が明確になるよう、各事業年度毎に定める。

(注2) 上記により算出した業務物件費 (B) については、「各業務経費」の区分が明確になるよう、各事業年度毎に定める。

(注3) 平成16年度の算定ルールの場合、上記「前年度」とは平成15年度の通年 (特殊法人分の節約後予算を含む。) を示す。

(注4)  $\gamma$ 、s 及び y については、各年度の運営費交付金算定時に具体的な数値を定める。

(注5)  $\alpha$  及び  $\beta$  については、運営費交付金額について、中期目標期間の最終年度 (平成19年度) の額が特殊法人の時 (平成14年度) に比べ13%以上節減となるよう、各事業年度毎に具体的な数値を定める。

(注6) 中期目標期間全般にわたる予算の見積りに際しては、 $\beta$ 、 $\gamma$  及び y については伸び率を0と推定、退職手当及び事業収入 (Y) については各事業年度に想定される全額を勘案、特殊要因 (X) については勘案せず、s については0.96407、 $\alpha$  については0.9994と推計し、それぞれ算定した。算定された一般管理費 (A) と業務物件費 (B) については、双方の合算額の範囲内において配分の調整を加えた。

## 別紙2

## 収支計画（平成15年10月～平成19年度）

（単価：百万円）

区 分	金 額
費用の部	20,118
經常費用	20,118
役員及び管理部門職員に係る人件費	1,245
うち、基本給等	1,201
うち、退職手当	44
一般管理費	513
業務経費	18,293
施設運營業務（施設訓練支援業務）経費	14,646
うち、人件費（基本給等・退職手当）	12,065
うち、物件費	2,581
知的障害者自立支援等調査・研究費	1,265
うち、人件費（基本給等・退職手当）	1,063
うち、物件費	202
知的障害者自立支援等情報提供費	87
うち、人件費（基本給等・退職手当）	0
うち、物件費	87
知的障害者支援関係職員等養成研修費	93
うち、人件費（基本給等・退職手当）	16
うち、物件費	77
知的障害者支援関係施設援助・助言経費	88
うち、人件費（基本給等・退職手当）	88
うち、物件費	0
附帯業務経費	2,114
うち、居宅生活支援業務経費	194
うち、人件費（基本給等・退職手当）	0
うち、物件費	194
うち、診療業務経費	1,915
うち、人件費（基本給等・退職手当）	1,584
うち、物件費	331
うち、実習生等受入業務経費	5
うち、人件費（基本給等・退職手当）	0
うち、物件費	5
受託経費	0
うち、人件費（基本給等・退職手当）	0
うち、物件費	0
施設整備費	0
減価償却費	67
その他費用	0
収益の部	20,118
運営費交付金収益	12,263
事業収入	7,788
受託収入	0
施設設備費補助金	0
資産見返運営費交付金戻入	5
資産見返補助金等戻入	62
繰越欠損金	0
その他収入	0
純利益	0
目的積立金取崩額	0
総利益	0

（注）当法人における退職手当については、役員退職手当支給規程及び職員退職手当支給規程に基づいて支給することとなるが、その全額について運営費交付金を財源とすることを想定している。

## 別紙3

## 資金計画（平成15年10月～平成19年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金支出	20,059
業務活動による支出	20,051
投資活動による支出	8
財務活動による支出	0
次期中期目標の期間への繰越金	0
資金収入	20,059
業務活動による収入	20,059
運営費交付金による収入	12,271
事業収入	7,788
施設訓練等支援費収入	6,907
居宅生活支援費収入	322
診療収入	381
実習生等受入負担金収入等	178
受託収入	0
前期中期目標の期間よりの繰越金	0

## 独立行政法人労働政策研究・研修機構

### 中期目標・中期計画



# 独立行政法人労働政策研究・研修機構中期目標

## 第1 中期目標の期間

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第29条第2項第1号の中期目標の期間は、平成15年10月から平成19年3月までの3年6箇月とする。

## 第2 業務運営の効率化に関する事項

通則法第29条第2項第2号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。

- ・ 一般管理費等については、効率的な利用に努め、平成18年度において、平成14年度と比べて25%に相当する額を節減すること。また、業務経費については、毎年度1.3%の節減を図ること。

## 第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

通則法第29条第2項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。

### 1 労働政策についての総合的な調査研究

現在、我が国が直面する別紙に掲げる中長期的な労働政策の課題に係る調査研究テーマのほか、行政及び国民各層のニーズを踏まえたテーマについて、政策の企画立案等に資する質の高い成果を出していると認められること。

特に次の具体的な目標の達成を図ること。

- (1) 政策の企画立案等に資するために、中期目標期間中において一定の外部評価を受けた研究成果の発表を120件以上とすること。  
(13年度及び14年度の平均 年26件)
- (2) 調査研究事業について、有識者を対象としたアンケート調査により、3分の2以上の者から「有益である」との評価を得ること。

### 2 労働事情・労働政策に関する情報の収集・整理

労働に関する政策研究や政策議論に資するよう、内外の労働事情、各種の統計データ等を機動的に収集・整理すること。

### 3 研究者・有識者の海外からの招へい・海外派遣

各国で共通する労働分野の課題について、各国の研究者、研究機関とネットワークを

形成し、相互の研究成果の交換、活用を図ることによって、労働問題の情報を共有し、政策の企画立案等に貢献すること。

#### 4 調査研究結果等の成果の普及・政策提言

調査研究等の成果を迅速に関係者に情報発信することにより、その普及を図るとともに、調査研究等の成果を積極的かつ効果的に活用し、定期的に政策論議の場を提供すること。

特に次の具体的な目標の達成を図ること。

- (1) 調査研究等の成果について、ニュースレターを月1回以上、メールマガジンを週2回以上、関係者に情報発信すること。
- (2) 中期目標期間中におけるホームページへのアクセス件数を2,100万件以上とすること。  
(12年度から14年度までの平均 年456万件)
- (3) 中期目標期間中におけるフォーラム、国際シンポジウム等の開催のべ件数を39件以上とすること。

#### 5 労働関係事務担当職員その他の関係者に対する研修

研究員による研究成果を活かし、第一線の労働行政機関で実際に役に立つ能力やノウハウが取得できる研修を効果的に実施すること。

併せて、研修の場を通じて、労働行政の現場で生じている問題や第一線の労働行政機関の担当者の問題意識を吸い上げ、研究に活かすこと。

特に次の具体的な目標の達成を図ること。

- ・ 研修生に対するアンケート調査により、毎年度平均で85%以上の者から「有意義だった」との評価を得ること。

### 第4 財務内容の改善に関する事項

通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する事項は、次のとおりとする。

- ・ 「第2 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。

**【労働政策の課題に係る調査研究テーマ】**

- ①失業の地域構造分析
- ②労働条件決定システムの再構築
- ③我が国における雇用戦略
- ④多様な働き方を可能とする就業環境及びセーフティネット
- ⑤企業の経営戦略と人事処遇制度等の総合的分析
- ⑥職業能力開発に関する労働市場の基盤整備
- ⑦仕事と生活の調和を可能とする社会システムの構築
- ⑧総合的な職業情報データベースの開発
- ⑨ホワイトカラーを中心とした中高年離職者等の再就職支援

## 独立行政法人労働政策研究・研修機構中期計画

独立行政法人労働政策研究・研修機構（以下「機構」という。）は、中期目標を踏まえて、労働政策研究の適切な対象を自ら設定し、質の高い独自の調査研究を行い、これを迅速に政策の場に役立つ形で提供する。

また、調査研究成果を活用し、労働行政職員その他の関係者の資質の向上につながる研修を実施する。

機構は、政策研究と研修の統合効果を発揮し、業務の質の向上を図るため、効果的な組織・業務運営の確立を図る。

このため、以下の計画を遂行する。

### 第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

一般管理費等について、平成18年度において、平成14年度と比べて25%に相当する額を節減するため、また、業務経費について、毎年度1.3%の節減を図るため、省資源、省エネルギーの推進や一般競争入札の積極的な導入等を進めるとともに、業務処理への情報通信技術の活用や定型業務の外部委託化等業務処理の効率化のための見直しを行い、事業効果を最大限確保しつつ、経費の節減を図る。

### 第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

業務の質の向上に資するため、業務全般を通じて以下の措置を講ずる。

#### (1) 業績評価システムの確立

適正で質の高い業務運営の確保に資するため、全ての事業を対象とする業績評価システムを確立し、この中期計画を踏まえて策定する評価基準に基づき毎年度の事業の評価を行う。評価基準、評価結果及び業務運営への反映方針はホームページ等で公表する。

業績評価は、内部評価及び外部評価により行い、このうち外部評価については、外部の有識者等によって構成される総合評価諮問会議を設置して、これに委嘱する。

業績評価システムは、中期目標期間の初年度中に整備を完了して、実施する。

#### (2) 業務運営等に関する意見及び評価の把握

ホームページ等を通じて、業務運営及び事業成果に対する意見及び評価を広く求めるとともに、これを各事業部門へフィードバックし、業務運営の改善に資する。

### 1 労働政策についての総合的な調査研究

#### (1) 調査研究の実施

イ 次のような調査研究を実施し、政策の企画立案若しくは実施を支援し、又は政策論議を活性化する高い水準の成果を出す。

- ① 中長期的な社会経済システムの構造変化に対応した今後の労働政策の基本的な方向性や政策課題を発見・提示するもの。
- ② 現下の政策課題に関し、その理論的・実証的説明を行うもの。
- ③ 職業指導等に関する実務的ノウハウや職業適性検査等のツール開発に係る研究等、研修を通じて個別の施策の効果的な実施や、高度化に資するもの。

ロ 調査研究の実施体制

① プロジェクト研究

中期目標で示された9つの中長期的な労働政策の課題に係る調査研究テーマに対応して、プロジェクト方式による研究（以下「プロジェクト研究」という。）を実施する。プロジェクト研究は、機構内外の幅広い人材の参加を得て、中期目標期間を通じて実施する。

それぞれのプロジェクト研究に関して責任を持って実施する研究部門を設けて、これをプロジェクト研究推進の中核とする。各研究部門の部門長として、プロジェクト研究のリーダーとなる研究員には、他の研究員に対する効果的な研究指導を行い、組織全体の研究能力を向上させる能力を有する人材を充てる。

プロジェクト研究は、中期目標期間中にとりまとめる最終報告のほか年度ごとに中間的なとりまとめを行い、公表する。

中期目標期間中のプロジェクト研究及び担当研究部門は別紙1のとおりとする。

② 個別研究

機構が行うプロジェクト研究以外の研究（以下「個別研究」という。）は、上記①により設ける研究部門のうちもっとも関連の深いものを中心となって、単独で、又は研究チームを組織して、原則として1年以内の期間で実施する。

個別研究のテーマは、政策の企画立案に資すると考えられる調査研究のシーズを機構の事業活動の中から発見・発掘し、これに基づいて機動的に設定する。シーズの発見・発掘及びテーマの設定は、行政の要請を踏まえるほか、労使の関心など国民各層のニーズを広く把握した上で行う。

個別研究の実施計画は年度計画において定めることとし、原則として、年度ごとに最終結果をとりまとめ、公表する。

- ③ 上記の他、年度途中において行政から調査研究の要請があった場合には、これに的確に対応する。

ハ 他の政策研究機関等との連携

研究テーマに応じて、内外の他の政策研究機関等との連携を図り、効果的、効率的

な研究の推進を行う観点から、共同研究を実施する。

## 二 調査研究のとりまとめ

調査研究のとりまとめにおいては、研究評価の一環として外部の人材を含む評価を行い、政策的観点から、それぞれの分類の成果物に求められる水準を満たしているものと判断されたものを機構の調査研究成果として発表する。

- 一 厳正な外部評価により政策的視点から高い評価を受けた報告書等を中期目標期間中において、30件以上確保する。

(13年度及び14年度の平均 年7件)

- 一 外部の媒体等でも高い評価を得るとの観点から、調査研究成果を活用し、関連専門誌等への論文掲載を中期目標期間中において、90件以上行う。

(13年度及び14年度の平均 年19件)

## (2) 調査研究活動の水準を向上させる仕組みの整備

以下の措置を講ずることにより、政策の企画立案等に資する質の高い成果を確保する。

### イ 優秀な研究者の確保と育成

調査研究事業の中核を担う研究者については、プロジェクト研究等の基礎となる学術分野の研究能力と幅広い関心等を備えた人材を内部常勤研究員として確保、育成する。

同時にまた、任期付研究員や非常勤研究員の採用により、大学や他の研究機関に所属する優秀な研究者の参画を得て、プロジェクト研究等の活性化を図るとともに、政策担当者や労使関係者などの実務家の研究参加を求めるなど外部の幅広い人材の活用を図る。

さらに、研究員の業績評価制度を含む人事制度を実施する。人事関連諸制度については、中期目標期間の初年度中に整備を完了して、実施する。

### ロ 適切な研究評価の実施

業績評価システムに基づき、事前、中間及び事後における研究評価を実施する。研究評価は、所内発表会によるピアレビュー等の内部評価と外部評価を組み合わせで行う。

研究のとりまとめ段階においては、対外的に発表する調査研究成果の質の確保を図るため、外部の研究者等の参加を得て、所内発表会でのピアレビューを行う。また、とりまとめられた調査研究成果については、外部評価を含む評価を行う。

評価結果及び調査研究への反映のあり方については、当該評価結果が出された日から3か月以内に、機構のホームページにおいて公表する。

- 一 外部評価については、定量的な指標により、一定以上の評価を得る。  
評価の定量化の方法及び達成目標は、計画期間の初年度中に定めて公表することとし、その際、目標とする指標に関しては、経年的な向上の観点を盛り込む。

#### ハ 有識者からの評価の調査等

有識者に対し、調査研究事業の成果について、報告書等の配布にあわせて、アンケート調査による有益度調査を行う。

- 一 イ及びロの取組を行うことにより、有益度調査において、3分の2以上の者から「有益である」との評価を得る

また、プロジェクト研究及び行政からの要請に基づく調査研究を中心として、政策的課題の把握・分析、調査研究方法の検討、結果のとりまとめ等、研究活動の種々の局面で、政策担当者等との意見交換等を実施する。

## 2 労働事情・労働政策に関する情報の収集・整理

労働に関する政策研究や政策議論に資するよう、以下の通り、内外の労働事情、各種の統計データ等を機動的に収集・整理する。

### (1) 国内労働事情の収集・整理

無作為抽出による統計調査、モニターを対象とするビジネス・レーバー・サーベイ、有識者アンケート、トレンド研究会などを実施することにより、雇用や人事労務管理など国内の労働事情に関する動向を機動的に収集・整理する。

- 一 収集・整理する情報の質を向上させ、年間26件以上新聞・雑誌等に結果が引用されるようにする。

(14年度実績 20件)

### (2) 海外情報の収集・整理

- イ 海外主要国の労働情報を国別及び政策課題別に、継続的・体系的に収集・整理する。
- ロ 労働政策研究上の喫緊の課題となる政策課題に関する情報は、海外の研究機関等とのネットワークを活用するとともに、必要に応じて機動的に現地調査を実施して収集する。

- 一 収集・整理して公表する海外情報は、中期目標期間中で1,100件以上とする。

### (3) 各種統計データ等の収集・整理

広範囲の情報源を活用して、労働関係の各種統計データを収集する。また、これら进行分析・加工し、既存の数値情報では得られない有益かつ有効な情報を作成する。

(4) 図書資料等の収集・整理

内外の労働関係図書資料を、総合的・体系的に収集、整理、保管し、調査研究事業及び研修事業の効果的な推進等を支援する。

また、図書資料を一般公開し、行政関係者及び外部の研究者等の利用に供して、その有効活用を図る。

3 研究者・有識者の海外からの招へい・海外派遣

海外の研究機関等とのネットワークの形成及び研究者等招へい・派遣等の研究交流を通じて、共同研究の基盤づくりを行うとともに、研究論文の発表やフォーラム等の開催などの有益な成果をあげる。

その場合、研究者の招へい・派遣に関しては、目的を明確にし、効果を高める。

このため、以下の通り業務を実施する。

(1) 海外の研究機関等とのネットワークの形成

先進国及びアジアの研究機関及び研究者とのネットワークを形成し、相互の研究成果の交換、活用を図る。

(2) 研究者等招へいについては、日本の労働問題研究者の育成や将来における国際共同研究の基盤づくり等を目的とした長期招へい、具体的テーマを決めて日本の労働問題を研究する短期招へいを実施する。

－ 上記の目的のため、招へいする研究員等は、中期目標期間中に36人以上とする。

(3) 研究者等派遣については、研究者の育成を目的とした長期派遣、海外の労働政策や労働問題の研究、国際学会への出席等を目的とした短期派遣を実施する。

－ 上記の目的のため、派遣する研究員等は、中期目標期間中に60人以上とする。

(4) わが国の労働問題や労働政策研究の動向に関する情報など、研究交流等に資する英文情報について、調査研究成果等を活用しつつ整備し、提供する。

4 調査研究結果等の成果の普及・政策提言

調査研究成果等が労働政策の企画立案に貢献し、国民各層における政策議論の活性化に寄与するものとなるよう、調査研究等の成果の普及・政策提言の業務を以下の通り実施する。

(1) 調査研究成果等の迅速な提供

調査研究成果等は、とりまとめた後、迅速に発表し、必要な関係者に提供する。

調査研究成果は、「労働政策研究報告書」、「労働政策レポート」等、適切な形態で



発表する。

(2) 調査研究等の成果の普及

調査研究成果等は、上記(1)の他、ホームページ、データベース、メールマガジン、定期刊行物その他の媒体・方法を効果的に活用して、その普及を図る。

イ ニュースレター及びメールマガジン

調査研究等の成果については、当該成果を速やかに整理して情報発するメールマガジンと背景の分析・解説を加えたニュースレターにより、国民各層に幅広く提供する。

- ー ニュースレターは月1回、メールマガジンは、和文は週2回、英文は月2回発行する。
- ー メールマガジンの読者は、中期目標期間終了時点で、和文24,000人以上、英文2,000人以上を目標とする。
- ー ニュースレター、メールマガジン読者へのアンケート調査において「有益である」と答えた者の割合を70%以上となるようにする。

ロ ホームページ、データベース等

調査研究等の成果については、ホームページで迅速に提供する。

長期的に蓄積・整理して体系的に提供することが求められる調査研究成果や内外の情報等については、データベースとして整備し、提供する。

データベースは、論文データベース、調査研究成果データベース、蔵書データベース、労働統計データベース、研究者情報データベース及び職業情報データベースとする。

以上の取組みに加え、利用者ニーズに沿ったホームページを提供することにより、ホームページへのアクセス件数を、2,100万件(ページビュー数)以上とする。(12年度から14年度までの平均 年456万件)

ハ 研究専門雑誌

研究者、専門家等による質の高い政策論議、政策提言を促進するため、レフリー(審査員)制の研究専門雑誌を発行する。

- ー 研究専門雑誌は、毎月1回発行する。

(3) 政策論議の場の提供

政策的対応が特に求められる諸課題について、機構内外の研究者、政策担当者、労使関係者等の参加を得て労働政策フォーラムを定期的を開催し、調査研究成果等を踏まえた、開かれた政策論議の場を提供する。

また、調査研究成果を普及し、政策論議の活性化を図るため、フォーラム、シンポジウム等を随時開催する。

さらに、わが国でも関心を集めている先進国に共通する課題に関して、海外の研究者・有識者、政策担当者等を交えて国際シンポジウムを実施する。また、海外の政策担当者等を報告者とする小規模のフォーラムを開催する。

以上の取組みを通じて中期目標期間中のフォーラム、シンポジウム等の開催のべ件数を39件以上とする。

- 一 労働政策フォーラムは年間6回程度、国際シンポジウムは年間2回程度、国際フォーラムは年間3回程度、それぞれ開催する。
- 一 労働政策フォーラム、国際シンポジウム及び国際フォーラムの参加者を対象としたアンケート調査において、有益であったと答えた者の割合を70%以上とする。

#### (4) 調査研究成果等の研修への活用等

調査研究成果等の事業成果の蓄積を基礎にして、研究員等が労働大学校が行う研修に積極的に参画するほか、行政機関をはじめ外部の機関からの講演、講師等の要請に対応する。

### 5 労働関係事務担当職員その他の関係者に対する研修

#### (1) 研修の効果的実施

厚生労働省研修実施要綱及び地方労働行政職員研修計画に基づく研修等を効果的かつ効率的に実施するため、以下の点に重点的に取り組む。

##### イ 研修内容の充実等

専門的行政分野に従事する職員の専門能力の一層の向上を図るため、ロールプレイ等により実践的な能力を強化するよう、研修内容の一層の充実を図る。

また、研修が効果的に実施できるよう研修環境の整備を図る。

##### ロ 研究員の研修への参画

研究員がその研究成果を活かしつつ研修実施に積極的に参画する。

##### ハ 研修に関する研究等

効果的な研修実施のための研修技法についての研究及び教材の開発等を行う。

##### ニ 研修に対する要望の把握

労働行政機関における職員の研修ニーズに的確に対応するため、研修生の送り出し側の研修に対する要望を的確に把握、分析し、研修内容に反映させる。

#### (2) 研修と研究の連携

研究員が研修に参画するなど研修の場を通じて、また、研修生に対するニーズや問題意識等に関するアンケート調査の実施等を通じて、労働行政の現場で生じている問題や第一線の労働行政機関の担当者の問題意識を吸い上げ、研究に活かす。

特に、職業指導等に関する研究など第一線の業務に密接に関連する分野の研究については、研修の実施に積極的に参画しつつ、研究を実施する。

(3) 上記(1)、(2)を通じ、研修生に対するアンケート調査により、毎年度平均で85%以上の者から「有意義だった」との評価を得る。

## 6 その他の事業

調査研究等の事業成果の蓄積を基礎にして、広く労使実務家等を対象とした教育講座事業を適正な対価を得て実施する。

## 第3 予算、収支計画及び資金計画

別紙2から別紙4のとおり。

## 第4 短期借入金の限度額

1 限度額 300百万円

2 想定される理由

(1) 運営費交付金の受入れの遅延等による資金不足に対応するため。

(2) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため

## 第5 剰余金の使途

1 プロジェクト研究等政策研究の内容の充実

2 研修事業の内容の充実

## 第6 人事に関する計画

(1) 方針

イ 優秀な人材を幅広く登用するため、研究員については、任期付任用、非常勤としての任用を積極的に活用する。

ロ 業績評価制度を含む人事制度を研究員及び事務職員を対象として実施する(人事関連諸制度については、中期計画の初年度中に整備を完了し、実施する。)

ハ 業務運営の効率化、定型業務の外部委託化の推進等により、人員の抑制を図る。

ニ 職員の専門的な資質の向上を図る。

(2) 人員の指標

期末の常勤職員数を134人とする。

(参考) 期初の常勤職員数 140人

## 第7 施設・設備に関する計画

独立行政法人労働政策研究・研修機構の業務の確実かつ円滑な遂行を図るため、施設の老朽化等を勘案し、計画的な改修、更新等を進める。

(参考)

施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財 源
(法人本部) 昇降機改修 空調設備更新 電気設備整備 給排水設備更新 (労働大学校) 全館外壁改修 全館屋上防水整備	278	施設整備費補助金

## 【中期目標期間中のプロジェクト研究】

- ① 「失業の地域構造分析に関する研究」
  - ・失業構造の地域間格差を生み出す要因の分析を通じて、各地域の特性を踏まえ、産業政策等の在り方を含めた雇用・失業情勢の改善策を提言(担当部門) 労働経済分析部門
  
- ② 「労働条件決定システムの再構築に関する研究」
  - ・派遣、パート等就業形態の多様化や労働組合の組織率の低下を踏まえ、雇用の多様化等のもとでの新たな労働条件決定システムを提言(担当部門) 労使関係・労働法部門
  
- ③ 「我が国における雇用戦略の在り方に関する研究」
  - ・高失業を背景にOECDやEUが打ち出した雇用戦略のヨーロッパ各国での実施状況や政策効果を分析し、我が国の社会や労働市場構造に合った雇用戦略プランを提言(担当部門) 雇用戦略部門
  
- ④ 「多様な働き方を可能とする就業環境及びセーフティネットに関する研究」
  - ・SOHO、テレワークなど従来見られなかった多様な働き方をする者の就業環境やセーフティネットの在り方を提言(担当部門) 労働条件・就業環境部門
  
- ⑤ 「企業の経営戦略と人事処遇制度等の総合分析に関する研究」
  - ・企業経営の変化等の中で、労働者の能力が最大限に発揮され、かつ、公平性の高い雇用管理の在り方についての研究(担当部門) 企業と雇用部門
  
- ⑥ 「職業能力開発に関する労働市場の基盤整備の在り方に関する研究」
  - ・技術革新の急速化や国際競争の激化に伴う人材ニーズの変化に対応した人材育成システムの在り方についての研究(担当部門) 人材育成部門
  
- ⑦ 「仕事と生活の調和を可能とする社会的システムの構築に関する研究」
  - ・労働者が仕事と生活のバランスを取れ、いろいろなことに挑戦し、可能性を追求することができる社会システムの構築に向けての研究(担当部門) 仕事と生活部門
  
- ⑧ 「総合的な職業情報データベースの開発にかかる研究」
  - ・各職業の職務分析や必要な知識、資格等の分析、体系化による、職業選択・職業指導等を支援する情報基盤となる職業情報データベースの開発にかかる研究

(担当部門) 職務・キャリア分析担当

⑨ 「ホワイトカラーを中心とした中高年離職者の再就職支援等に関する研究」

- ・ホワイトカラーを中心とした中高年離職者の再就職支援のための新たなカウンセリング技法や、就職活動を効果的に行うための適職探索支援の技法等について研究

(担当部門) 職業相談・就職支援担当

## 中期計画(平成15年度～平成18年度)の予算

(単位:百万円)

区 別	金 額			
	一般勘定	労災勘定	雇用勘定	計
収 入				
運営費交付金	1,898	551	10,151	12,600
施設整備費補助金	10	49	219	278
受託収入	114	0	0	114
その他の収入	258	1	57	316
計	2,279	601	10,427	13,307
支 出				
人件費	1,416	174	4,139	5,729
一般管理費	66	245	1,689	1,999
業務経費	789	133	4,380	5,301
政策研究経費	300	107	1,397	1,804
情報収集等経費	0	0	1,243	1,243
国際研究交流経費	225	0	168	393
成果普及等経費	143	0	1,541	1,684
研修事業経費	18	26	31	75
その他の経費	102	0	0	102
施設整備費	10	49	219	278
計	2,279	601	10,427	13,307

## [ 人件費の見積り ]

期間中総額6,066百万円を支出する。

[	一般管理費等	5,729百万円	]
	業務経費	337百万円	

## [ 運営交付金の算定ルール ]

別紙2-2のとおり。

## [ 注釈 ]

1)業務経費の政策研究経費には受託経費108百万円、一般管理費には同6百万円を含む。

2)各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

## 運営費交付金の算定ルール（案）

中期目標の期間（平成15年度～平成18年度）の運営費交付金の算定ルールについては、次のとおりとする。

- 1 平成15年度については、積み上げ方式とする。
- 2 平成16年度以降については、次の算定ルールを用いる。

$$\text{運営費交付金額} = \text{人件費} + [\text{業務経費 (R)} + \text{一般管理費 (A)}] \times \beta \times \gamma \\ + \text{特殊要因 (X)} - \text{自己収入 (I)}$$

$$\text{人件費} = \text{基本給等 (B)} + \text{退職手当 (S)}$$

B：基本給、諸手当、法定福利費等の人件費（退職手当を除く。）をいい、次式により算出する。

$$B(y) = B(y-1) \times \alpha$$

B(y)：当該事業年度における人件費。B(y-1)：前年の事業年度におけるB(y)

$\alpha$ ：人件費調整係数

S：当年度の退職予定者及び前年の予定外退職者に対応した退職手当額

A：前年の事業年度における管理部門に係る物件費（旅費、庁費等の経費）

R：前年の事業年度における業務に係る経費（一般管理費等以外の経費）

X：平成16年度以降、特殊要因により、新規追加・拡充又は縮減された経費（中期目標期間を通じて、他の経費には分類しないものとする。）に係る当年度の所要額

I：自己収入の見積り額

$\beta$ ：効率化係数

$\gamma$ ：消費者物価指数

（注記）

- 1  $\alpha$ 、 $\beta$ 及び $\gamma$ については、各年度の運営費交付金算定時に具体的な数値をそれぞれ定める。
- 2 中期計画全般にわたる予算の見積りに際しては、 $\alpha$ ：1.00、 $\beta$ ：0.98、 $\gamma$ ：1.00、S：各事業年度に想定される全額を勘案、X：勘案せず、と推計しそれぞれ算定した。



## 収支計画(平成15年度～平成18年度)

(単位:百万円)

区 別	金 額			
	一般勘定	労災勘定	雇用勘定	計
費用の部	2,271	555	10,255	13,081
経常費用	2,271	555	10,255	13,081
人件費	1,416	174	4,139	5,729
一般管理費	66	245	1,689	1,999
業務経費	789	133	4,380	5,301
政策研究経費	300	107	1,397	1,804
情報収集等経費	0	0	1,243	1,243
国際研究交流経費	225	0	168	393
成果普及等経費	143	0	1,541	1,684
研修事業経費	18	26	31	75
その他の経費	102	0	0	102
減価償却費	1	3	48	52
財務費用	0	0	0	0
臨時損失	0	0	0	0
収益の部	2,271	555	10,255	13,081
運営費交付金収益	1,898	551	10,151	12,600
受託収入	114	0	0	114
資産見返物品受贈額戻入	1	3	48	52
資産見返運営費交付金戻入	0	0	0	0
その他の収入	258	1	57	316
財務収益	0	0	0	0
臨時利益	0	0	0	0
純利益	0	0	0	0
目的積立金取崩	0	0	0	0
総利益	0	0	0	0

## [注釈]

- 1)当機構における退職手当については、役員退職金規程及び職員退職手当支給規程に基づいて支給することとなるが、その全額について運営費交付金を財源とすることを想定している。
- 2)業務経費の政策研究経費には受託経費108百万円、一般管理費には同6百万円を含む。
- 3)各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

## 資金計画(平成15年度～平成18年度)

(単位:百万円)

区 別	金 額			
	一般勘定	労災勘定	雇用勘定	計
資金支出	2,279	601	10,427	13,307
業務活動による支出	2,270	552	10,208	13,029
投資活動による支出	10	49	219	278
財務活動による支出	0	0	0	0
次期中期目標の期間への繰越金	0	0	0	0
資金収入	2,279	601	10,427	13,307
業務活動による収入	2,270	552	10,208	13,029
運営費交付金による収入	1,898	551	10,151	12,600
受託収入	114	0	0	114
その他の収入	258	1	57	316
投資活動による収入	10	49	219	278
施設整備費補助金による収入	10	49	219	278
その他の収入	0	0	0	0
財務活動による収入	0	0	0	0
前期中期目標の期間よりの繰越金	0	0	0	0

## 〔注釈〕

各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。